

Ⅱ 現状と課題・取組みの方向

Ⅱ-1 目標ごとの現状と課題・取組みの方向

- 目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます
- 目標2 健やかな子育てを応援します
- 目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします
- 目標4 安心できる子育て環境をつくります
- 目標5 ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します

Ⅱ-2 新宿区の次世代育成支援を着実に推進していくために

新宿区の次世代育成支援を着実に推進していくために

Ⅱ－1 目標ごとの現状と課題・取組みの方向

この章は、下記のように構成しています。

目 標

施策の体系にて示した「目標」ごとに、「現状と課題」、「取組みの方向」を整理しています。

現状と課題

当該施策について、施策の背景、国等の動向、関連調査結果を踏まえながら、「現状と課題」について述べています。

取組みの方向

「現状と課題」にて示した課題に対する「取組みの方向」について記載しています。

主な事業

目標実現に向けて、施策を進めていくための主な事業を記載しています。

事業名	現況	26年度目標

※主な事業については、「事業名」、「現況（または平成20年度実績）」、「26年度目標」を記載しています。

※「26年度目標」欄で、実行計画事業等で平成23年度までの目標がある場合は、〈23年度目標〉として記載しています。

※次世代育成支援関連の全事業については「Ⅲ 資料編」に掲載しています。

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

1 すべての子どもが大切にされる社会のために

現状と課題

子どもが大切にされるということ

日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」では、次の4つの子どもの権利を守ることが定められています。

- 1 生きる権利** …防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。
- 2 育つ権利** …教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。
- 3 守られる権利** …あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。
- 4 参加する権利** …自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

(※「子どもの権利条約」日本ユニセフ協会抄訳)

本計画では、こうした子どもの基本的な権利を大切に捉え、子どもの目線から子どもの幸せを考え、子どもが幸せに生きることのできる社会の実現を目指しています。

子どもは大人と同じく社会の一員であり、そして、人として尊ばれる存在です。すべての子どもが真の意味で大切にされ、誰もが健やかに育つよう努めることが大人たちの責任です。

区の調査^{*1}で、青少年に対して「子どもの権利として大切だと思うこと」について尋ねたところ、「安心して快適な環境で生活できる権利」、「自分の意見や気持ちを伝える権利」、「必要な教育を受ける権利」という回答が上位となりました。こうしたことを子どもたちが実感できるような取り組みを継続していくことが必要です。

^{*1} 区の調査…「新宿区次世代育成支援に関する調査(平成20年度実施)」をいう。調査は①就学前児童保護者 ②小学生保護者 ③中学生保護者 ④中学生本人 ⑤青少年(15歳~17歳) ⑥少子社会調査(18歳~34歳)の6種類を実施した。(本文中の「区の調査」はこの調査を指す。)

子どもの権利や自己決定に関する意識

区の調査で、今回対象としたすべての調査に共通する設問として、子どもの権利の侵害である「子どもの虐待やいじめなどを解決するために大切と思うこと」の度合いについて尋ねたところ、「大人が日常生活の中で、子どもの意見をよく聞くよう心がけること」と、「命の大切さについて親子で話し合うこと」を「かなり大切だと思う」との回答がすべての調査で上位となりました。このことから、自己も他者も大切に作る人間を育てるためには、身近な大人の姿勢が大切であることがわかります。

また、同調査で、中学生本人に「親や周囲の人の意見でなく、自分で決めたい」と思うことと、実際に自分で決めている状況を聞いたところ、自分で決めたいと思っていることの上位である「服や髪型等のファッション」、「つきあう友だち」、「見たいテレビ」のうち、「つきあう友だち」は実際の状況とギャップがあまりなく、「ファッション」や「見たいテレビ」ではギャップがあり、思春期の子どもたちと親の思いのずれが見てとれました。

ギャップがあることが悪いということではなく、子どもたちが自分に関心のあることは可能な限り自分で決めたいという気持ちを、大人がどのように受け止め、自立への芽を伸ばしていくかが大切です。

区では、区長と小・中学生との意見交換を行う「小・中学生フォーラム」を実施し、子どもたちに自分のことだけでなく、広く社会にも関心を持ってもらうとともに、自分の出した意見が区政に反映されるという体験を通して、新宿というまちへの愛着やまちづくりへの参画意欲を高めてもらう取り組みを進めています。

すべての子どもが健やかに育つ社会基盤づくり

経済状況の悪化や就労構造の変化による非正規労働のひろがりや家族形態の多様化等によるひとり親家庭の増加などの社会状況を背景に、家庭の経済状況の違いによる子どもの養育環境の差が社会問題として取り上げられています。そして、それが、子どもの将来設計や夢を実現させる力に影響を与え、世代を超えて継承されていく場合もあることが指摘されています。

子どもの幸せの実現を第一に考える視点に立てば、子どもの基本的な成長に関わる支援および将来にわたっての財産となる教育の分野において、国の果たす役割は重要です。

区としても、家庭の経済的な困難さ等により、保護者が子育てに向ける心のゆとりを持っていない場合などには、子どもが育つ家庭が果たす役割としての基本的な生活習慣の確立や健康の保持、将来像を描くためのロールモデルづくり、社会におけるコミュニケーション力の育成などにおいて、個別の家庭状況に応じた細やかな支援を行う必要があります。

取組みの方向

◆人権教育の推進と啓発事業の充実

- ・学校・幼稚園・保育園・児童館・保健センターなど、教育・福祉・保健の各分野において、子ども自身と保護者が人権についての理解を深めることにより、子どもが自分を大切にし、大切にされる意識が根付くよう、引き続き取り組みを推進します。
- ・子どもの虐待・子どもの性の商品化・子どもへの性犯罪等の防止のためには、社会全体の人権意識の向上が不可欠です。このため、人権啓発事業において「子どもの権利の視点」を重視して取り組んでいきます。

◆相談とネットワークの充実

- ・子どもの権利の侵害に対して、子ども自身や保護者が気軽に相談できるしくみの強化を図るとともに、子ども家庭支援センター・子ども発達センター・教育委員会を中心とした子どもに関わる関係機関が、効果的に連携して問題の解決を図るための取り組みを進めていきます。

◆子ども自身が取り組める身近な課題や地域からの参画促進

- ・子ども自身が区の施策等に参画する機会や、子どもの参画意欲を高める取り組みを増やしていきます。

◆子どもが健やかに育つための支援の充実

- ・家庭の状況により、健やかに育つための学習や生活環境が十分でない子どもに対する支援の充実を進めます。



主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆学校における人権教育の推進</p> <p>新宿区教育委員会で作成した「人権教育推進委員会だより」や東京都教育委員会が作成した「人権教育プログラム」を活用し、人権への正しい理解を深める取組みを行う。</p>	<p>○区立学校全校で実施</p> <p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人権教育研修会の参加率 93% ・道徳事業地区公開事業への地域・保護者参加数 4,105人 	<p>○区立学校全校で継続して実施していきます。</p>
<p>◆子ども家庭サポートネットワーク^{※1}</p> <p>福祉、保健、教育等の子ども家庭関係組織のより効果的な連携を図るため、「子ども家庭サポートネットワーク」を設置、運営している。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもサポートネットワーク代表者会議：2回 ・虐待防止等部会：部会2回、研修会2回 ・発達支援部会：部会2回、研修会1回 ・サポートチーム会議（3部会合計）67回 	<p>○子ども家庭サポートネットワークが、より有効に機能するしくみを整備していきます。</p>
<p>◆新宿子どもほっとライン</p> <p>いじめ相談専用電話を開設し、専門相談員が、児童・生徒や保護者からの相談を行う。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 178件 ・手紙相談 41件 	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p>◆小・中学校へのスクールカウンセラーの派遣</p> <p>学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善のため、教育センターのスクールカウンセラーを派遣する。</p>	<p>○区立学校全校で実施（週1～2回）</p>	<p>○区立学校全校で継続して実施していきます。</p>
<p>◆子どもの施策への参画促進</p>	<p>○小・中学生フォーラムを毎年度開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年度：小学校2校、中学校1校で開催 <p>○公園づくりワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年度：年4回実施 	<p>○フォーラムやワークショップの手法を用い、施策等への参画の機会や意欲を高めていきます。</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

※1 子ども家庭サポートネットワーク

- 新宿区内の福祉、保健、教育、その他子どもと子育て家庭に対する支援に関する機関や団体、児童福祉関係者等により構成され、子どもやその保護者、妊婦への適切な支援を行うために必要な連携を図るためのネットワーク
- 新宿区次世代育成支援計画（平成17年度）に基づき設置され、児童福祉法上の「要保護児童対策地域協議会」として位置づけられている。

2 子どもの生きる力を育てるために

現状と課題

子どもは、生まれ育っていく過程で、家庭や学校、地域社会においていろいろな人々とふれあい、様々な体験や活動を積み重ねて、多くのことを学んでいきます。子どもたちが、次代を担う大人へと成長していくためには、子どもの生きる力を育てることが大切です。子どもの生きる力とは、自分で課題を見つけたり、自ら学び考えることのできる資質や能力、豊かな人間性、文化を大切にする心、たくましく生きるための健康や体力等です。

しかし、今、子どもたちを取り巻く社会環境は常にめまぐるしく変化し、子どもたちの成長に少なからず影響を与えています。このような状況のもと、大人たちが手を携え、子どもが自ら育つ力を最大限に活かし、子どもの成長を見守るとともに、生きる力を育てる環境を整備していくことが求められています。

次代を担う子どもたちをはぐくむ質の高い学校教育の推進

都市化、少子化の進展など、教育を取り巻く環境が大きく変わり、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識の希薄化など多くの面で課題が指摘されています。国は教育基本法の改正と、学校教育法などの教育三法の改正を行いました。また、平成20年3月に告示された学習指導要領では、次代を担う子どもたちに必要な力は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた、「生きる力」であることが示されています。

区はこれまで、児童・生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばすきめ細かな指導を徹底し、確かな学力の育成を図るとともに、国際化や情報化などの社会の変化に対応するため、外国語活動の充実や情報通信技術を活用した教育活動を行ってきました。また、子どもたちが、人間性豊かな自立した社会人として成長できるよう、心の教育の充実を図るとともに、体験的活動や学校の教育活動全体を通じたキャリア教育を推進しています。さらに、地域の実態等を踏まえた適切な学校経営を行うため、学校評価や学校評議員制度の充実を図り、地域に開かれた学校づくりを進めるなど、魅力ある教育環境づくりを推進してきました。

今後は、平成21年3月に策定した「新宿区教育ビジョン」に基づき、子どもの学力や学習状況、心身の状況を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現するとともに、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくための家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現していく必要があります。

就学前教育の充実

「新宿区教育ビジョン」における課題のひとつとして「就学前教育の充実」が挙げられ、「長時間保育や就学前保育・教育の質の充実など保護者ニーズの多様化に対応するために、幼稚園や保育園といった枠組みを越えた新たな仕組みが求められています」と述べられています。

現在4、5歳児の大半は、保育園、幼稚園等に在籍しています。制度的には、学校教育法に基づく「幼稚園」と児童福祉法に基づく「保育所」に分かれています。平成18年10月に「就学前の

子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、都道府県の認定による保育と教育を一体的に行う「認定こども園」の制度が誕生しました。認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の類型があり、保育園、幼稚園という枠組みは残したまま、幼保が制度的に一元化したわけではありませんが、就学前の保育・教育を一体的に提供する施設としての役割を担っています。

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前の保育・教育は、その後の子どもの「生きる力」の基礎となります。平成20年の幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂等により両者の保育・教育内容の差異はほとんどなくなり、施設にかかわらず就学前の保育・教育を充実し、子どものよりよい育ちのための環境づくりが重要となってきています。また、保育園、幼稚園の保育者が、卒園した子どもたちの入学後の様子を参観するとともに、小学校との合同会議を行うなど、子どもの実態や指導のあり方の相互理解を深める取り組みも行っています。今後は、保育園、幼稚園、子ども園等の施設が、今まで以上に交流、連携して保育・教育の充実を図るとともに、小学校以降へ結びつけていく必要があります。

思春期や若者への支援

子どもは、親あるいは親に代わり世話をする大人がいなければ生命を維持することが困難な幼少期から、徐々に家庭以外の社会や人の中に入り、知識や社会性を身につけながら自立に向かって成長していきます。親は、小学生くらいまでは子どもの生活の大半を把握することができますが、思春期を迎える頃になると、子どもが親には見せない子ども自身の世界を広げていくため、子どもの生活や内面が見えにくくなってきます。そのような時は、少し距離を置いて見守ることも大切ですが、子どもが問題行動を起こしたときなどは、どのように対処してよいか、どこに相談すればよいかなど、一人あるいは家族内だけで悩んでしまう場合も多いようです。

子育ては、生まれた子どもが成長し、精神的にも経済的にも自立し、次の世代を形成していく営みの中の一時期です。大学等の進学率が50%^{*1}を超え、また青少年に対する区の調査で、今後の進路について91.2%が進学すると答えているなど、就学期間が長くなっているわが国の現状では、子育て中と捉えるべき期間も伸びています。

そのような中で、社会の影響や若者自身が持つ課題等により、若者の引きこもりや非就業の問題が生じています。区では、平成18年度に「若者の自立支援ネットワーク」を創設し、区内で若者の引きこもり相談や居場所作り、自立支援の活動をしている団体等の情報交換の場をつくるなどの取り組みを進めています。

さらに、次世代の育成という視点を世帯形成期まで広げると、晩婚化・非婚化が進んでいる状況があります。その要因はさまざまですが、非正規雇用の拡大などによる若者の経済的基盤の不安定化、男女の出会いの機会の減少、結婚に対する期待や価値観の変化、コミュニケーション能力の低下などが指摘されています。恋愛や結婚の選択が自由な社会となり、「結婚しないことを選択する人」がいる一方で、「結婚したいができない人」が増えているという現状もあります。

国や東京都の平均値と比較して未婚率が高い新宿区において、このような人たちが、気軽に出会い、集える環境づくりや、対人関係能力を高めるための支援など、区が公共として担う役割を踏ま

^{*1} 大学等の進学率…平成20年度学校基本調査速報によると、大学等進学率（現役）は52.9%で過去最高となった。

えつつ、今後取り組む施策についても検討していく必要があります。

取組みの方向

◆確かな学力をはぐくむ学校教育の充実

- ・国や東京都の学力等に関する各種調査の結果などを参考に、子どもの学力の状況を的確に把握し、基礎学力が十分に身につけていない子どもへのきめ細かな学習支援を行うとともに、伸びる子どもにより発展的な学習を支援し、一人ひとりの子どもの学力を高めていきます。
- ・変化の激しい時代に求められる思考力・判断力・表現力等を養うとともに、異なる文化との共存や国際協力の必要性や科学技術系の人材育成が求められていることから、外国語教育や理数教育の充実を図ります。

◆子どもの豊かな人間性と自立をはぐくむ教育の充実

- ・人とのかかわりなどを通して、思いやりや互いの命を大切にする心をはぐくむ教育を推進するとともに、子どもたちが社会の一員であることの認識を深めるため、地域や保護者と連携した道徳教育の充実、職場体験など社会性をはぐくむ学びの機会を充実します。
- ・調べ学習をはじめとする言語活動を重視した指導を行うとともに、教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な態度・能力を育成します。

◆思春期への支援の充実

- ・(仮称)子ども総合センターの中に、中高生専用スペースを設け、子どもたち自らが利用のためのルールづくりを行う取り組みなどを展開していきます。また、引き続き、各子ども家庭支援センター内の中高生専用スペースの充実を図っていきます。

◆就学前教育の充実

- ・「新宿区教育ビジョン」では、就学前の子どもに対する保育・教育の機会を充実するとともに、保護者が個々のニーズに応じて施設の選択ができる社会づくりや、幼稚園と保育園の交流、研修等を継続的に進め、互いの保育内容の充実を図ることなどが取り組みの方向性として掲げられています。
- ・これらのことを具体化していくために、今後は、地域バランスを考慮した子ども園の展開に加え、これまで区で進めてきた「幼保連携型」の「子ども園」だけでなく、保育所型、区独自型など多様なスタイルの「子ども園」の導入も検討していきます。また、区立の「保育園」「幼稚園」「子ども園」の3歳から5歳児のクラスでは、共通の幼児教育プログラムに基づいた保育・教育が実施できるよう、区独自の就学前プログラムを検討していきます。

◆新宿区勤労者・仕事支援センターにおける就労支援

- ・平成21年度に設立した「新宿区勤労者・仕事支援センター」では、就労意欲があっても就労に結びついていない障害者、高齢者、若年非就業者等に対して、多様な就労機会の提供やコーディネートを行っています。また、平成23年度に旧東戸山中学校跡地に移転する際には、若者の自立支援活動をしている団体の活動の場として若年者就労支援室を設置していきます。

◆晩婚化・非婚化が進む社会における若者への支援

- ・それぞれの人が、その人らしく生きるための選択肢のひとつとして、結婚を考える人への支援策のあり方とその方策について検討を進めます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆確かな学力の育成</p> <p>少人数学習指導の充実や「小1プロブレム^{※1}」など学校運営の様々な課題に対応するため、確かな学力推進員（区費講師）を全校配置する。</p> <p>また、授業改善推進員（退職校長）を派遣し、新規採用教員等への指導を行い、教員の授業力の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">（※実行計画事業）</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力推進員の配置：51人 ・授業改善推進員の派遣：6人 	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p>◆放課後等学習支援</p> <p>授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒に対し、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を実施するため、複数の学習支援員を配置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援員による放課後等学習 小学校 29校 週1日 1時間 中学校 11校 週4日 1時間 （※小学校は22年度から、中学校は21年度から実施） 	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p>◆特色ある教育活動の推進</p> <p>「特色ある学校づくりのための教育活動計画」や各校の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（※実行計画事業）</p>	<p>○「特色ある学校づくりのための教育活動計画」により、各校の独自性の強化を図る。</p> <p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の教育方針等の保護者への周知度 73.4% 	<p>○特色ある教育活動を継続して実施していきます。</p> <p><23年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学校の教育方針等の保護者への周知度 75.0%
<p>◆スクール・コーディネーターの活動</p> <p>スクール・コーディネーターが週1回程度、配置校を訪問し、小・中学校と地域と家庭との連携を図り、児童・生徒の学習活動を支援する。</p>	<p>○配置校：小学校27校／29校、中学校全校</p>	<p>○小・中学校全校に配置します。</p>
<p>◆幼稚園と保育園の連携・一元化</p> <p>0歳から小学校就学前までの子どもに対し、その成長と発達を見据えた一貫した保育と幼児教育を実施するとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、幼稚園と保育園を一元化した子ども園を計画的に整備する。</p> <p style="text-align: right;">（※実行計画事業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○四谷子ども園の開設（19年4月） ○愛日幼稚園、中町保育園の4・5歳児合同保育の実施 	<p>○多様なスタイルの子ども園の導入を検討していきます。</p> <p><23年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○区立3園で実施していきます。 ・四谷子ども園 ・あいじつ子ども園 ・（仮称）西新宿子ども園

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

※1 小1プロブレム…小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。これまで1か月程度で落ち着くとされていたが、これが継続するようになり、就学前の幼児教育が注目されだした。

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援 (※実行計画事業)</p>	<p>○障害者や若年非就労者等を対象とした就労に関する総合相談窓口の運営等</p>	<p><23年度目標> ○ひきこもりセーフティネットモデル事業^{※1}を継続して実施していきます。 ○若者就労支援室(旧東戸山中学校の活用)を整備していきます。 ○コミュニティショップ^{※2}及びサテライトオフィス^{※3}の設置(計8か所) ジョブサポーター^{※4}の登録数の増(計60人)</p>
<p>◆若者自立支援連絡会 NPO等と協働し、働くことに意欲がもてない若者や家族からの相談・自立のための生活訓練等の支援を行うことを検討する。</p>	<p><20年度実績> ・若者自立支援連絡会の開催: 年2回</p>	<p>○若者自立支援連絡会の開催: 年4回</p>
<p>◆男女共同参画啓発講座 誰もがいきいきと自分らしく生きるため、男女共同参画啓発講座を通じて若者の生き方を支援していく。</p>	<p><20年度実績> ・エンパワーメント講座 ・性と生の講座</p>	<p>○若者のニーズや課題をとらえた講座内容となるよう、社会状況に応じて実施していきます。</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

※1 ひきこもりセーフティネットモデル事業…不登校経験者や高校中退者などが、進学や就職をせず、社会とのつながりを失うことにより、ひきこもり等の状態になることを防ぐため、関係機関、地域団体が連携したネットワークを「セーフティネット」として構築し、適切な支援を継続的に講じるしくみ。

※2 コミュニティショップ…地域団体、商店街と連携し、コミュニティショップ「ふらっと新宿」を運営し、障害者、若年非就業者等の就労支援を行う。

※3 サテライトオフィス…若年非就業者等を対象に、身近な就労の場を提供するとともに、在宅就労に関する相談を行う。

※4 ジョブサポーター…障害者・若年非就業者等のスキルアップや就労を支援する有償ボランティア

3 子どもが心身ともに豊かに育つために

① 心とからだの栄養素「遊び」

現状と課題

子どもは、遊びの中で主体的に友だちや対象となるものに関わり、自分以外の人やものに対する好奇心が育まれ、人と関わる力が形成されます。また、からだを使った遊びを十分にすることにより、心身ともにバランスのとれた成長が促されます。

このように、子どもの成長にとって重要な遊びを保障するための場づくりや人材の育成は、次世代育成支援の大きな柱です。

屋外の貴重な遊び場としての公園

区立遊び場を含む区内の公園は 191 か所あり、区の総面積の 6.49%、1人あたりの公園面積は 3.79 m²です（平成 21 年 4 月 1 日現在）。国民公園である新宿御苑や、都立戸山公園、区立新宿中央公園など大規模公園もありますが、区立公園の 6 割以上は面積 1,000 m²未満の小さな公園となっており、子どもたちがのびのび遊べる場としては十分とはいえない状況にあります。

しかし、公園の整備・改修にあたっては、地域でワークショップを行って、子どもを含めた区民のみなさんとともに、作り上げる手法もとりながら使いやすい公園づくりをめざしています。

また、公園サポーター、プレイパーク活動など、区民のみなさんによる公園を守る活動や子どもの育成を目指す活動も展開されるなど、公園の活性化が進んでいます。

児童館等の充実

区には、子どもの健全育成と乳幼児を持つ家庭への子育て支援を行うための拠点として、18 か所の児童館と、児童館機能も併せ持つ子ども家庭支援センター（3 か所）があります（平成 21 年 4 月現在）。児童館を利用する子どものほとんどは幼児や小学生ですが、中高生も利用しています。しかし、児童館の広さなど施設上の制約もあり、中高生が過ごしづらい現状があります。そこで、子ども家庭支援センターには、中高生専用スペースを設け、中高生の居場所づくりを進めています。

児童館は、子どもをめぐる社会環境や家庭状況の変化に伴い、子どもの遊びの場所にとどまらず、子育て支援や地域との交流の場としての役割がますます重要になっています。このため、専門的な子育て支援の知識を備え、関係機関とのコーディネートができる職員の育成・配置により、育児不安に悩む家庭への支援、関係機関との連携、地域での健全育成など、地域に根ざした子育て支援事業のひとつとして充実させていく必要があります。

また、平成 21 年度は、新たな取組みとして 2 か所の児童館に指定管理者制度を導入しました。民間ならではのアイデア、柔軟な人員配置など民間活力を生かした運営を行っています。

放課後子どもひろばと児童館の連携

「放課後子どもひろば^{※1}」は、学校施設を活用して、子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士の交流ができる安全な遊びと学びの場として、平成19年度から整備を始めました。平成23年度までにすべての区立小学校での実施を目指しています。

放課後子どもひろばと児童館は、自由な子どもの居場所としての共通点が多く、さまざまな連携を行っています。1学期に1回程度実施する各放課後子どもひろば連絡会に児童館職員が参加することにより、子どもの居場所や指導方法についての情報の共有を図っています。また、児童館での取り組みを放課後子どもひろばでも活かすことにより、子どもたちにさまざまな体験の機会を増やすとともに、放課後子どもひろばのスタッフと児童館職員が子どもの集団遊びや、子ども一人ひとりの特徴に応じた支援方法について情報交換することでお互いのスキルアップを目指しています。さらに、より良い居場所としていくために、児童館職員と放課後子どもひろばのスタッフが、児童健全育成に関する知識と経験を共有しながら連携していくことが課題です。

取組みの方向

◆魅力ある公園の整備

・「(仮称)魅力ある身近な公園づくり基本計画」を策定し、今後の公園整備、運営の指針とします。また、公園の適地(公園の機能向上に資する用地や、公園の少ない地域における用地など)があれば取得を検討するほか、公園ごとの役割分担を明確にしながらか地域住民と協働して計画案を作成し、整備を進めます。

◆既存の公園の再生と活性化

・区立おとめ山公園を拡張することにより、「区民ふれあいの森」として整備し、区民がみどりとふれあえる機会を創出していきます。
・子どもたちや親子が安心して遊べる公園の実現をめざし、広く区民の意見を聞きながら、引き続き既存の公園の再生を図っていきます。

◆遊びのリーダーの育成

・子どもたちが公園でいきいきと遊ぶことができるよう、プレイパーク活動の推進やプレイリーダーの育成支援を行っています。

◆特色ある児童館運営

・地域特性や利用実態を考慮し、利用者や地域の意見を反映した運営を進め、地域の子どもの健全育成や子育て支援拠点としていきます。

◆放課後子どもひろばの充実

・児童館や学童クラブとの連携による内容の充実を図ります。
・地域ボランティアの活用や、PTAなどの地域団体の事業と連携していきます。

^{※1} 放課後子どもひろば…小学校において、放課後に子どもが集い、自主的に活動する自由な遊びと学びの場。21年度までに18校で実施し、23年度には全小学校で実施予定。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
◆みんなで考える身近な公園の整備 (※実行計画事業)	○17～20 年度末整備済公園:4 園(計8園)	<23年度目標量> ○21～23年度整備公園:3園(計11園)
◆プレイパーク活動の推進 区内の公園でプレイパーク活動を行うボランティア・NPO 団体との協働により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進する。	○プレイパーク活動支援:4 地区 ○啓発活動支援:1 団体	○充実を図ります。 プレイパーク活動ボランティア・団体等との連携を密にしながら、子どもの遊びのニーズに沿った充実を図ります。
◆プレイリーダーの養成 地域の遊びの活性化のため、プレイリーダーを養成する。	○専任プレイリーダー4人、 スタッフ42人	○充実を図ります。 活動中のプレイリーダー・スタッフのノウハウを伝えながら新たな担い手を養成し、地域の遊びの充実を図ります。
◆児童館における指定管理者制度の活用 (※実行計画事業)	○指定管理者制度の導入:2 館	<23年度目標量> ○6 館に導入
◆放課後子どもひろばの拡充 (※実行計画事業)	○小学校 18 校で実施	<23年度目標量> ○小学校全校で実施

*実行計画事業等 23 年度目標がある場合は<23 年度目標>として記載しています。



3 子どもが心身ともに豊かに育つために

② 心とからだの栄養素「文化・芸術」

現状と課題

子どもの文化芸術活動の推進

新宿区は、新宿文化センター、区民ホールやオペラシティ等のホールや美術館、能楽堂などの文化施設が豊富であるため、多くの文化芸術にふれる機会に恵まれています。

文化芸術とのふれあいは、子どもの創造性や感受性・共感する力を育む上で、とても重要です。

区では、これまで文化体験プログラムの実施、保育園、幼稚園や学校、児童館等での文化芸術とのふれあいの機会の創出など様々な機会を捉え取り組んできました。また、「新宿区における文化芸術振興に関する協定」に基づき、社団法人日本芸能実演家団体協議会が、小学校跡地を活用してオープンした芸能花伝舎でも、子ども向け体験イベント等を実施しています。

また、区は、基本構想及び総合計画において、「文化芸術創造のまち 新宿」を掲げ、その実現を目指すための指針となる文化芸術振興基本条例を、平成22年3月に制定しました。

条例制定にあたり、公募区民、文化芸術団体・学校・企業の代表、学識経験者などからなる懇談会を設置し、幅広く検討を行いました。

その懇談会において、文化芸術が子どもの成長に対して大きな力を持つこと、また、文化芸術は一過性のものでなく、次の世代へ継承していくものであることから、次代の文化芸術の担い手である子どもたちが様々な文化芸術を鑑賞し体験することは、文化芸術を振興していく上で大きな意味を持つことを確認し、「文化芸術を通して子どもの生きる力と豊かな心を育む」ことに関する規定を、条例に盛り込むことを提言しています。

条例制定後は、その理念・内容を活かし、子どもたちが文化芸術にふれる機会をさらに充実させていくことが必要です。

子どもの読書活動の推進

子どもの活字離れが広がっています。読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるうえで欠くことのできないものであり、子どもの読書環境を計画的に整備していくことが求められています。区では、平成19年度に、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校、保育園、幼稚園などと連携して、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

今後は、乳幼児期から本に親しむ環境づくりのため、読書に対する保護者の関心をさらに高めるための取り組みを充実させることが求められます。

また、平成18年度に開設した「こども図書館」が中心となり、地域図書館、学校、保育園、幼稚園、児童館、保健センター、地域の団体等と連携しながら、身近なところで、読書に親しめる環境づくりを進めています。

さらに、小学生・中学生・高校生の不読者率^{*1}ここ数年間ほぼ横ばいという結果が出ていること

^{*1} 不読者率…1か月間に漫画や雑誌を除いて1冊も本を読まない児童・生徒の割合

や、男女とも学年が進むにつれて不読者率が増加していく傾向にあることから、区立小・中学校と区立図書館との連携を一層深め、子どもの読書活動や学校図書館の利用を促進する必要があります。

取組みの方向

◆文化芸術振興基本条例に基づく取組みの推進

- ・平成22年3月に制定した文化芸術振興基本条例に基づき、「子どもの生きる力と豊かな心を育む」ことを、文化芸術振興の取組みの方向性の柱の1つにおいて、様々な文化芸術を体験できる環境の下で、子どもが成長できるよう、取組みを進めていきます。

◆「新宿区子ども読書活動推進計画」の着実な推進

- ・「こども図書館」を中心に、保健センターでの読み聞かせ、読書塾や親力向上のための講演会などを実施し、早い時期から保護者に読書やお話の世界の素晴らしさを実感してもらいながら、本好きな親子を増やしていきます。また、学校や保育園、幼稚園、児童館など、子どもが学校生活・日常生活の中で本に親しめる環境づくりの一層の充実を図っていきます。
- ・公立及び私立の保育園、幼稚園、児童館、子ども園、区立学校と連携し、身近な読書環境を整備するとともに、子どもが進んで学校図書館を利用し、活用していけるように、学校保護者や地域の図書館ボランティア等による協力や図書館司書の区立小・中学校への派遣などにより、学校図書館運営の充実を図っていきます。



主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆文化体験プログラムの展開</p> <p>子どもたちが気軽に文化芸術に触れることができる各種事業を実施する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募率（応募者数/定員数）が100%を超えるプログラムが全体に占める割合53.3% 	<p><23年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○応募率（応募者数/定員数）が100%を超えるプログラムが全体に占める割合80%
<p>◆子ども読書活動の推進</p> <p>「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが、自主的に読書活動を行うことができるように、読書に関する親力の向上講座や読書塾の開設、学校図書館への司書派遣など、読書環境を整備する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動推進会議の開催：年3回 ・区立図書館を利用した子どもの人数：102,065人 	<p><23年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○区立図書館を利用した子ども：115,000人（対18年度比18%増）
<p>◆病院サービスの充実</p> <p>区内4病院に長期入院している子どもたちが図書館サービスを受けられるよう、病院への配本サービスを実施する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>○区内4病院と提携し、2か月に一度、配本サービス（150冊）を実施</p>	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p>◆絵本でふれあう子育て支援</p> <p>保健センターで実施している乳幼児健診（3～4か月健診と3歳時健診）の際に、読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターで実施している3～4か月健診時の読み聞かせへの参加者の割合：66% 	<p><23年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健センターで実施している3～4か月健診時の読み聞かせへの参加者の割合70%

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

3 子どもが心身ともに豊かに育つために

③ 心とからだの栄養素「食」

現状と課題

区では、平成17年に施行された食育基本法を受けて、平成20年に「新宿区食育推進計画」を策定しました。その中で食育は、心とからだの健康づくりや、人間性の形成など、人を育む上で大きな役割を果たすものとしています。

「食」は、生涯にわたっていきいきと暮らす上で欠くことのできない大切なものです。区は、子どもたちの健やかな心身の成長のために、家族全員、さらに地域全体で食育に積極的に取り組むことを目指しています。

健やかな食習慣の確立

乳幼児期の食生活は、心身の発育・発達や健康状態に大きな影響を与えるとともに、その後の生涯にわたる生活習慣の基盤になるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけていくことが大切です。しかし、近年の親世代のライフスタイルの多様化などの影響により、生活リズムの乱れ、食の欧米化に代表される栄養バランスの偏りなど、子どもをとりまく「食」は、さまざまな問題が指摘されています。

また、少子化・核家族化などにより、子どもの食に関する知識の伝承がなされなくなっており、離乳食から幼児食への移行期では、子どもの食事で困ったことがある、食べ方に不安があるなど、食に関する保護者の悩みも多い現状があります。

乳幼児期は、個々の子どもの成長や発達、身体状況に合わせた食事内容やよく噛んで食べる習慣を身につける大切な時期でもあるため、一人ひとりの子どもが「食べる力」を育むための総合的な支援が必要です。

食を大切に作る心・豊かな心をめざす

家庭での食生活は、子どもの「食べる力」を育むうえでの基本であり、食事は体の成長の糧であるだけでなく、家族の触れ合いの場としても大切です。しかし、「平成20年度新宿区立学校における食育アンケート」では、子どもがふだん家で誰と食事をするかについて、「家族で」と答えた子どもの割合は80.2%ですが、日常的に「子どもだけで食事をする」が6.9%、「一人で食事をする」が8.4%となっています。

また、自分で料理を作ることは、様々な食材に触れ、何がどのように作られているかを知ることになり、「食」への興味関心と「食」を大切に作る心、感謝の気持ちを育むために役立ちます。家庭だけでなく、保育園、幼稚園、学校、児童館等、地域全体が連携を図り、子どもの年代に応じた食事づくり（将来の食の自立）に向けた支援をしていくことが求められています。

取組みの方向

◆心身をつくる食生活のスタート支援

- ・生後6～7か月児を対象とした離乳食講習会の内容を生後12か月までに拡大します。
- ・幼児食への移行期である1歳から1歳6か月児を対象とした幼児食講習会を新たに開始します。

◆食材に触れたり、料理を作る体験活動の推進

- ・食育ボランティアによる食育講座の開催回数を増やし、料理を体験できる場を広げます。
- ・保育園に生ごみ処理機を設置して堆肥をつくり、園庭で野菜を栽培し収穫祭をしたり、芋ほり遠足をするなどの体験活動を実施していきます。
- ・区立学校・幼稚園等において、食の重要性について理解を図り、適切な食習慣が身につくよう、各学校に配置されている食育推進リーダーの活用や、栄養士による子どもや保護者に向けた指導、家庭との協力を行うなどの食育を充実していきます。

◆食を楽しむ機会の充実と啓発の推進

- ・保育園・子ども園では年中行事にあわせ行事食等を取り入れるなど、食を楽しむ環境づくりに取り組んでいきます。
- ・学校では、各校の特色を生かし、リクエスト給食やバイキング給食、ランチルーム給食などを行い、食を楽しむ機会の充実を図っていきます。
- ・保健センターでは、「食」をテーマとしたイベントを行うなど、子どもや保護者を含む区民が食に関心を持ち、学ぶ機会の充実を図っていきます。

※〔取組みの方向〕の表中「◆心身をつくる食生活のスタート支援」及び49ページの〔主な事業〕の表中「◆もぐもぐごっくん支援事業」・「◆幼児食教室」は、「母子保健計画」に該当するものです。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆もぐもぐごっくん支援事業</p> <p>保健センターにおいて、「お口の機能（飲み込み・噛み方・歯並び等）」講習会の開催や、個別相談を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(※実行計画事業)</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お口の機能」講習会:86人 ・個別相談:89人 	<p>○講習会及び個別相談を充実していきます。</p> <p><23年度目標></p> <p>○講習会参加者数:480人</p>
<p>◆幼児食教室</p> <p>1歳児を対象に、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と調理実演・試食を行う。</p>	<p>○22年度新規事業</p>	<p>○参加者数:320人</p>
<p>◆食育ボランティアによる料理教室</p> <p>食育ボランティアによる料理教室を様々な場所で開催し、基本的な「食」に関する知識の普及を行う。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館での食育事業:10回 	<p><23年度目標></p> <p>○児童館等での食育事業:21回</p>
<p>◆食育まつり</p> <p>広く「食」への関心を持ってもらうために区民参加型のイベントを行う。また、「食育の推進」事業である「メニューコンクール」と連動させるなど、「食」について楽しみながら学び、自ら考える機会とする。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育まつりの開催:1回 来場者数1,400人 ・メニューコンクール 応募作品142作品 	<p><23年度目標></p> <p>○食育まつりの開催:1回</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

目標2 健やかな子育てを応援します

1 安心な妊娠・出産からはじめる子育て

現状と課題

妊娠期からの支援の大切さ

妊娠期は、胎児の成長とともに、妊婦の全身状態を大きく変化させ、心身に大きな負担がかかった状態となります。その変化に応じた体調管理とともに、胎児が健やかに育つためには、妊婦が十分な栄養、休息、睡眠をとり心身ともに健康であることが非常に大切です。心身ともに安定した状態での妊娠・出産が、健やかな赤ちゃんを誕生させ、またその後の子育てにおける育児不安・困難感に伴うトラブル等を未然に防ぐことにつながります。

平成21年度におこなった「新宿区保健アンケート」では、妊娠中に気分が落ち込んだことがある妊婦が53.1%いました。また、「気分が落ち込んだ時に回復に役立ったこと」で一番多かったのは「夫やパートナーが話をきいてくれること」(41.6%)でした。

昨今の少子化、核家族化の進行により、育児における父親(夫やパートナー)の役割はさらに重要になってきました。夫やパートナーが妊婦の心身の状況を理解し、子どもが生まれる前から父親となる新しい役割の準備をしていくことが、妊婦に夫やパートナーから支援されている安心感をもたらすことにつながります。

また、10代の妊娠や高齢初産、妊娠届けが22週以降と遅い方などが、安全な出産を迎える上でリスクが高いことが知られています。そのために、これらの方の中で特に支援が必要な妊婦には、安全な出産を迎えることができるようにその方の状況に応じた支援を行っていくことが必要です。

保健センターでは、安全な出産と育児不安の解消を目指し、妊婦対象の母親学級だけでなく、夫やパートナーと参加できる両親学級や、妊婦が乳児に触れ、子育て中の母親と情報交換できるグループ活動(はじめまして赤ちゃん応援事業)などを開催しています。また、妊娠届出等より把握できることから、安全・安心な出産にむけての妊婦への支援にも取り組んでいます。

妊娠中は身体的な変化や生活習慣の変化により、虫歯や歯周病が発症しやすくなるなど、口の中も影響を受けやすくなります。また、産後は子育てなどにより歯科受診が難しい場合もあります。妊娠・出産により口の中の疾患が重症化するのを予防するため、妊娠安定期の積極的な歯科健診や、産後の継続した歯科受診への支援が必要です。

安全で安心な出産をし、安心して子育てに臨めるよう、妊婦の心の健康対策も含めて、妊娠期からの支援のより一層の充実が課題です。

※「目標2 健やかな子育てを応援します」の項は、「母子保健計画」に該当するものです。

取組みの方向

◆安心して出産を迎える支援の充実

- ・母親学級・両親学級等で、地域での仲間づくりや父親に育児参加、協力の重要性を伝えていきます。
- ・働く妊婦の方へ参加しやすい学級を開催します。
- ・妊婦が赤ちゃんと触れ合える場を充実させていきます。

◆特に支援を必要とする妊婦への支援の充実

- ・10代の妊娠、22週以降の遅い妊娠届、多胎妊娠、高齢初産などへの支援を行っていきます。

◆妊産婦の歯と口の健康支援の充実

- ・妊娠中に歯科健診を受けられるように支援を行っていきます。
- ・産婦の歯科疾患予防のために家庭でできる自己管理の技術支援を充実します。

主な事業

事業名	現況	26年度目標※
◆妊婦への相談支援 母子健康手帳交付時に、妊娠届や妊婦への質問票を活用し、ハイリスク妊婦（10代及び40歳以上の妊娠、22週以降の妊娠届等）や、生活習慣やこころの健康に支援を要する妊婦を把握し、適切な支援を実施する。	○21年度より事業開始	○要支援者への働きかけ100% ○支援実施率 60%
◆母親・両親学級等の開催 母親・父親になる人に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりのため実施している。	<20年度実績> ・母親学級：35回 延1,196人 ・両親学級：12回 延449人	○母親学級・両親学級参加者数の増加を図ります。
◆はじめまして赤ちゃん応援事業 妊婦と、生後3か月位の乳児とその母親との育児体験教室を開催し、妊婦と赤ちゃんのふれあいの場を提供するとともに、乳児期初期の育児に取り組む母親への支援を行う。	<20年度実績> ・実施回数：48回 ・参加人数：941人 内訳 妊婦 136人 産後の母親 772人 その他 33人	○妊婦参加数の増加を図ります。
◆妊婦歯科相談 妊娠中に歯科健康診査を実施し、歯科疾患の早期発見・早期治療及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康の維持・増進を図る。	○22年度新規事業	○かかりつけ歯科医を持つ者の増加を図ります。

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

2 子どもの健やかな成長のために

① 乳幼児の健やかな発達支援

現状と課題

産後の母親のこころの健康

産後はホルモンバランスの変化などから、マタニティーブルーズや産後うつ病を発症することもあり、心の健康支援が一層必要になる時期です。また、これらは育児不安や虐待につながることもあり、子どもの健やかな成長を妨げる原因にもなります。

区の調査で、就学前児童保護者に「産後半年間に気分が落ち込んだことの有無」について尋ねたところ、「ある」と回答した母親は56.0%いました。妊娠期に引き続き、出産後早い時期から育児環境を整え、母親が精神的に安定した状態で育児に取り組めるような支援が必要です。

子どもの成長・発達に応じた健診・相談等の充実

子どもの成長に応じて行っている乳幼児健診は、健やかな成長・発達を確認するとともに、子どもの疾病や障害の早期発見・早期治療につながるだけでなく、保護者が抱える育児不安の解消といった子育て支援の場でもあります。

発育・発達に応じた情報提供や育児不安を軽減するための育児相談等の実施により、すべての子育て家庭が安心して子育てできるように引き続き支援していくことが必要です。

病気や事故防止及び医療に関する情報提供の充実

乳幼児期は急な発熱や感染症などで医療機関にかかる頻度が高く、また、健やかな成長発達には、この時期の適切な健康管理や健康習慣の獲得が不可欠です。そのためには、日頃の家庭での取り組みとともにかかりつけ医等による健康管理や感染症予防対策が欠かせない時期です。一方で、小児科医の不足や疲弊が問題視されてもいます。小児の疾病と健康管理や治療について区民の理解を深めるとともに、保護者が必要としている医療情報の提供や、適切な小児医療機関の利用を促すための働きかけが必要です。

また、全国的にみて不慮の事故死は幼児・学童期の死亡原因の第一位となっているため、不慮の事故を防止するための取り組みも引き続き重要です。

取組みの方向

◆母親のこころの健康支援

・妊娠期に引き続き、出産後早期から支援が必要な母親に対しては適切なサービスを提供していきます。

◆子どもの成長・発達に応じた相談等の充実

・健康診査や相談事業を実施し、疾病や障害を早期発見するとともに、個々に応じたきめ細やかなサービスを提供していきます。

◆病気や事故防止及び医療に関する情報提供の充実

・子どもの病気や起こりやすい事故の防止及び子どもの医療に関する情報について、講演会の開催などにより、情報提供の充実を図ります。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
◆すくすく赤ちゃん訪問 生後4か月以内の乳児のいるすべての家庭を助産師・保健師等が訪問し、乳児の発育、健康状態等の確認をしながら、家族の健康や子育ての相談支援を行う。	<20年度実績> ・訪問件数：1,412件 ・訪問率：66%	○訪問率 100%
◆乳幼児健康診査と育児相談 保健センター及び医療機関において、3～4か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児・3歳児を対象に、健診と保健・栄養・歯科相談等を行う。また、保健センター及び児童館等で保健専門職が育児に関する相談を実施する。	<20年度実績> ・乳幼児健診受診率 3～4か月児 90.2% 6か月児 82.1% 9か月児 77.8% 1歳6か月児 79.3% 3歳児 80.9% ・育児相談実施回数：97回 相談人数：1,051人	○乳幼児：受診率の維持を図ります。 ○育児相談：相談人数の増加を図ります。
◆母親の心の健康支援 乳幼児の健診等の機会を利用し、母親のこころのアンケート調査票等で、支援の必要な母親を把握し、個別相談やグループ支援を継続的にを行い、心の健康を支援している。	<20年度実績> ・こころのアンケート調査による個別相談数：241人 ・親と子の相談室：12回 相談人数：44人 ・オリーブの会：12回 参加延人数：93人	○継続して実施していきます。

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆歯から始める子育て支援体制の構築</p> <p>子どもと子育て中の保護者の歯科保健を支えるため、区内歯科医療機関従事者や保育士等の子育て支援専門職をデンタルサポーターとして養成する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デンタルサポーター研修会の開催: 2回/年 ・冊子「歯から始める子育て支援」の作成: 500部 ・デンタルサポーター(歯科医療機関)の登録(183名) 	<p>○幼児のう歯を減少させます。</p>
<p>◆家庭における乳幼児事故防止対策</p> <p>乳幼児の不慮の事故を防ぐため、母子保健事業実施時に事故防止の普及啓発を行う。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児事故防止講演会: 5回、延143人 ・離乳食講習会時のミニ講座: 40回、延746人 ・事故予防のリーフレット作成 	<p>○様々な機会を通じて普及啓発を行います。</p>
<p>◆子どもに関する医療情報の提供</p> <p>家庭において安心して子どもの健康を守れるよう、子どもによくある症状や病気の対処方法や医療機関情報などについて情報提供をすともにも、学習の機会を設ける。</p>	<p>○22年度新規事業</p>	<p>○子どもの医療情報ハンドブックの作成・配布</p> <p>○シンポジウムの開催: 1回</p> <p>○講演会・講習会の開催: 4回</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。



2 子どもの健やかな成長のために

② 学童期から思春期までの健康づくり

現状と課題

健やかな体づくりの推進

学童期から思春期にかけては、基礎的な体力や健康習慣が確立されるなど、生涯を通しての健康の礎となる重要な時期であり、健やかな体づくりが欠かせません。しかしながら、日常生活や遊びの中で体を動かす機会が減少していることなどから、子どもたちの体力の低下を招いていると考えられています。体力テストでは、新宿区の子どもは、多くの種目で全国平均を下回るなど、体力の低下傾向が見られます。また、子どもたち全体の体力の低下とともに、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向についての指摘もあります。

また近年、10代の望まぬ妊娠・人工妊娠中絶や、若年者のHIV感染症を含む性感染症が問題となっています。思春期の性感染症予防や避妊等の性に関する教育や正しい知識の普及啓発を積極的に行うことが必要です。また、喫煙、薬物や飲酒などの害についても早めの教育が必要です。さらに、不規則な食習慣や過剰なダイエットなど子どもの食生活に関する問題も指摘されています。

性感染症や薬物・アルコール等の問題については、区の調査によると、中学生保護者の9割が学校での教育を希望していますが、これら子どもの健康に関わる問題は、学校教育だけでなく、家庭や保健分野などが相互に連携・協力して取り組んでいくことが必要です。

こころの健康

学童期はもちろんのこと、特に思春期は、身体の著しい発達に比べ精神的・社会的に未熟であり、様々なこころの問題が生じやすい時期といえます。身体と同様に、学童期や思春期のこころの健康が、本人自身の問題にとどまらず、将来、次世代を生き育てる親になった時の立場にも影響を及ぼすといわれています。

平成18年に内閣府が行った「低年齢少年の生活と意識に関する調査」では、悩みや心配がないと答えた中学生が29.1%と、平成7年度調査の43.7%に比べ約15ポイント減少しており、子どもたちの悩みや心配が増加している状況が伺えます。

また、心身症や不登校、ひきこもりをはじめとしたこころの問題も深刻化してきています。

心の揺らぎや悩みを乗り越え、子どもたちがこころの健康を増進して行けるよう、見守り支援する取り組みが重要です。

取組みの方向

◆体力づくりと生活習慣病予防推進

- ・区立学校における体育の授業や部活動の指導を強化できるよう、学生ボランティア、スクールスタッフ、区内体育協会の指導者や新宿未来創造財団の指導者バンク登録者を活用します。また、区立小学校では、PTAを中心とした生活習慣改善の取組みと連携した効果的な基礎体力づくりの推進や、体力テストを全区立中学校が実施するなど、体力向上に取り組みます。
- ・子どもたちに適切な食生活や運動の習慣を身につけさせるため、区立学校において予防健診を実施し、小児生活習慣病を早期に発見し、栄養指導・運動指導等の対策を講じます。

◆たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防の推進

- ・各学校では、健康教育の充実を図り、発達段階に応じて喫煙・飲酒・薬物乱用や感染症と、健康との関連について具体的に指導し、自らの健康を適切に管理し、改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成していきます。
- ・小・中・高校生を対象として、保健センターや保健所が区内学校と連携しながら、性感染症予防、たばこ・薬物・アルコール問題や生命の大切さについての啓発を進めていきます。

◆こころの健康支援

- ・学校におけるスクールカウンセラーの配置や、教育センターでの相談などにより、思春期のこころの問題、不安や悩みを乗り越えていくための相談を推進していきます。
- ・各学校では、心の発達、心と体の関係、不安や悩みへの対処などについての保健教育の充実を図っていきます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標※
<p>◆学校での基礎体力向上への取り組み</p> <p>子どもの心や体の健やかな成長を図るため、家庭・地域・学校が連携し、基礎体力の向上、生活習慣改善や心の健康保持の取り組みを充実する。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体カテストの実施 中学校8校（一部の項目、一部の学年での実施を含む） ・PTAを中心とした生活習慣改善の取り組みと連携した効果的な基礎体力づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの体力の維持・向上を図ります。 ○家庭との連携による基礎体力向上の取り組みを実施していきます。
<p>◆小児生活習慣病予防健診</p> <p>子どもたちに適切な食生活や運動の習慣を身につけさせるため、予防健診を実施し、小児生活習慣病を早期に発見し、栄養指導・運動指導等の対策を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小児生活習慣病予防健診（※平成21年度から）小学4年、中学1年の希望者を対象に実施 ○栄養指導・運動指導の実施 	<p><23年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○小児生活習慣病予防健診及び指導を充実していきます。
<p>◆セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施</p> <p>警察や薬剤師などの専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施する。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施 小・中学校で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続して実施していきます
<p>◆小・中学校へのスクールカウンセラーの派遣【再掲】</p> <p>学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善のため、教育センターのスクールカウンセラーを派遣する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○区立学校全校で実施 (週1~2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ○区立学校全校で継続して実施していきます。
<p>◆思春期保健出張健康教育</p> <p>学校や施設からの要望に応じ、保健所や保健センターの専門職がたばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・命の大切さなど学童期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施する。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生へのAIDS・性感染症予防の知識についての健康教育 授業：2回 89人 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校との連携による健康教育の充実を図ります。

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

目標3 きめこまやかなサービスで すべての子育て家庭を サポートします

1 子育て支援サービスの総合的な展開

① 子育て支援サービスの充実

現状と課題

子育て支援サービスの充実と子育てに対する意識の現状

子育てを社会全体で支援していく視点から、すべての子育て家庭を対象として、乳幼児親子の居場所づくり（子育てひろば）や子育て相談、一時保育、子どもショートステイなどの施策を充実してきました。また、支援が必要な家庭ほど情報やサービスへのアクセスが十分でなく、支援に結びついていないという現状をふまえ、育児支援家庭訪問やすすく赤ちゃん訪問などアウトリーチ型のサービスも拡充してきました。

就学前児童保護者を対象とした区の調査で、「子育てが楽しい」と感じる人の割合が平成15年度の同様の調査と比較して、38.6%から50.4%に増加し、「子育てがいつもつらいと思う」人の割合は5.4%から3.3%に減少しました。しかし、依然として3.3%の人が「いつもつらい」と感じているという事実をしっかり受け止め、支援の方策を工夫する努力を続ける必要があります。

わかりやすい相談環境の整備と相談事業の専門性の向上

区の調査で、子育てに関する相談について、「相談時に困ったこと」があるか質問したところ、「専門性のある相談を期待していたが、納得のいく答えが得られなかった」が、就学前児童保護者では11.5%、小学生保護者では8.1%、「気軽に相談できる場所がわからなかった」が、就学前児童保護者11.3%、小学生保護者7.3%と、両者とも第1位、第2位となっており、相談事業には、気軽さと専門性が求められていることが伺われます。

子ども家庭支援センター^{*1}や保健センター、児童館、教育センターなど区に行っている相談は多種多様ですが、そのすべてにおいて気軽さと高い専門性を兼ね備えることは難しいのが現状です。従って、子育て関連の利用施設、相談機関などを地域にバランスよく配置し、気軽にどこでも相談できる環境をさらに充実させつつ、受けた相談のうち専門知識が必要なケースについては、適切な

^{*1} 子ども家庭支援センター…0歳から18歳未満の子どもとその保護者が利用できる施設で、平成21年4月現在、中落合・榎町・信濃町子ども家庭支援センターの3か所がある。子どもと家庭に関する総合的な支援機関で、子育てや家庭に関する相談や、子育て支援に関する事業のほか、乳幼児から中学・高校生までが遊べるスペースがある。

機関につながられることが求められています。また、同時に、気軽に相談できる相手である保育園・児童館職員の専門性の向上も図っていく必要があります。それとともに、地域において親同士がそれぞれの子育ての経験を活かし、気軽に相談し合える環境をさらに整備することも大切です。

また、区では、子ども家庭支援センターで18歳までの子どもを対象とした子ども総合相談を実施していますが、思春期の子どもの相談窓口としての周知が進んでおらず、思春期の親からの相談は多いとは言えません。また、学校ではスクールカウンセラーが思春期の心の問題に対応しています。教育センターでは教育相談を行っていますが、中学校卒業以降の区が提供する相談の機会は十分でない現状があり、今後の課題となっています。

相談からコーディネートへ

子育て支援サービスのメニューを充実させ、情報発信についても、ホームページや子育て情報誌の充実などを図ってきましたが、名称や利用要件が様々であったり、サービスの種類や内容、窓口などの周知が十分ではなく、利用につながらないという状況はいまだにあります。

利用する人が、様々な窓口で個別に問い合わせをしなくても、その人にあった子育て支援サービスを組み合わせ、コーディネートすることが求められています。

また、コーディネートできる子育て支援サービス従事者の人材育成も課題です。

より機能するネットワークへ

区では、平成17年度に、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」として、区の機関だけでなく児童相談所や家庭裁判所、民生児童委員等、関連機関も構成員とする「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」を設置しました。

このネットワークの特徴は、虐待だけでなく、不登校や発達支援の問題にも対応するため、「虐待防止等部会」「子ども学校サポート部会」「発達支援部会」の3つの部会を設け、互いが連携しながら課題のある子どもと家庭への支援を行っていることです。しかし、実際の活動は虐待対応が主になっており、今後は、各部会の目的の明確化や部会の再構成などについて検討し、より機能を発揮できるネットワークとしていく必要があります。

取組みの方向

◆一時保育の拡大

- ・在宅で子育てをする保護者の育児不安や負担を軽減するための事業としてニーズが高いため、今後も、保育園・子ども園・子ども家庭支援センターでの実施の拡大を検討していきます。

◆乳幼児親子の居場所の充実

- ・子ども家庭支援センターや子ども園等でのつどいのへやの拡充など、引き続き、乳幼児親子の居場所づくりを進めていきます。

◆相談しやすい環境の整備と相談事業の専門性の向上

- ・様々な区の機関が行っている相談事業について、主な対象、内容を分かりやすく伝える方策を検討するとともに、名称についても整理していきます。
- ・相談事業やコーディネートできる人材を確保するため、職員研修や区民対象の講座の充実を図ります。

◆子育て支援の資源のさらなる総合化・ネットワーク化

- ・（仮称）子ども総合センターを中心に、区全体の子育て支援事業の総合化及びNPO等をはじめとした民間団体との連携も強化していきます。また、子育て支援に関わる人たちの人材育成に努めていきます。

◆子ども家庭サポートネットワークの充実

- ・このネットワークをさらに発展させ、より有効に機能させるために、学識経験者等による専門的かつ客観的な視点での評価の導入を検討していきます。また、各部会の目的の検証や、部会の再構成の検討をしていきます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆一時保育の充実</p> <p>保育施設や子育て支援施設等において、一時的に乳幼児を保育することにより、在宅で子育てしている家庭の保育ニーズに応える。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p><実施箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園等：空き利用型 43 か所、専用室型 4 か所 ・ひろば型 2 か所 	<p>○専用室型やひろば型一時保育の充実を図ります。</p> <p><23年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園等：空き利用型 40 か所、専用室型 8 か所 ・ひろば型 3 か所
<p>◆子ども家庭支援センターの拡充</p> <p>乳幼児や中高生等の居場所を整備するとともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、要保護児童支援の仕組みの充実を図る。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>○設置：3 か所</p>	<p><23年度目標></p> <p>○4 か所 (仮称)子ども総合センターの建設にあたり、子ども家庭支援センターを新たに 1 か所設置します。</p>
<p>◆乳幼児親子の居場所づくり</p> <p>児童館・子ども家庭支援センター・子ども園等で、乳幼児親子が優先して集えるスペースを整備する。</p>	<p>○乳幼児親子の優先・専用スペース：15 か所</p>	<p>○子ども家庭支援センター等の整備に伴い居場所の充実を図ります。</p>
<p>◆子育て支援コーディネート体制の充実</p> <p>児童福祉・ソーシャルワーク・子育て支援・地域福祉等に関する講座の受講や自主研究を通じて、区職員のコーディネート能力の向上を図る。</p>	<p>○22年度新規事業</p>	<p>○子ども家庭支援センター・児童館職員のうち、外部研修受講者を 25 名以上にする。</p>
<p>◆旧東戸山中学校の活用</p> <p>旧東戸山中学校の敷地に「(仮称)子ども総合センター」を建設し、「子ども家庭支援センター」、「学童クラブ」、「子ども発達センター」、「障害児タイムケア」、「地域開放施設」等の総合的な子育て支援施設の他、「農業体験の場」、「多目的運動ひろば」等を整備する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>○21年度：建設工事開始</p>	<p>○23年4月開設 総合的な子育て支援施設としての中核的役割を担います。</p>

*実行計画事業等 23 年度目標がある場合は<23 年度目標>として記載しています。

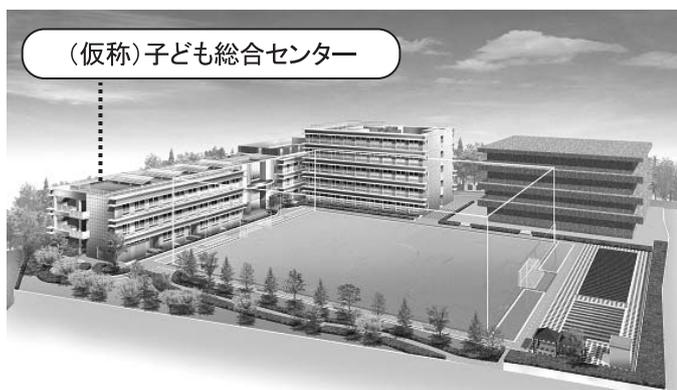
「新宿ここ・から広場」を 知っていますか？

「新宿ここ・から広場」とは？

東戸山中学校跡地の活用にあたり、敷地全体について親しみを持ってもらうため愛称を公募し、「利用される方々の心（こころ）と体（からだ）が元気になってほしい！」さらに「この場所（ここから）から成長・仲間づくり・自己実現等をスタートしてほしい」との願いを込め、「新宿ここ・から広場」と命名しました。

敷地内には乳幼児から高齢者まで幅広い対象の方が利用する複数の施設の建設が進んでいます。

その施設のひとつとして、「(仮称)子ども総合センター」を開設します。乳幼児から18歳未満の子どもと、その保護者を対象とし、区の子育て支援施策の中核を担う施設となります。



【平成23年度開設】

「(仮称)子ども総合センター」とは？

新宿区には、乳幼児親子の居場所づくりや小学生の遊び場の提供などを目的とした、子ども家庭支援センターや児童館があります。また、小学校低学年を対象とする放課後の生活の場の提供を目的とした、学童クラブ事業も実施しています。さらに、発達に不安のあるお子さんへの療育支援や保護者の方への相談支援は子ども発達センターが行っています。これまでそれぞれの施設で、互いに連携しあいながら子育て支援サービスを行ってきました。

「(仮称)子ども総合センター」は、これらの機能がひとつになり、総合的に機能することにより、多様なサービスの提供や調整を行い、子育ての総合的な支援を実現します。子どもと保護者が安心して集い、遊び、仲間の輪がここから広がっていきます。さらに、気軽さと専門性を兼ね備えた子育て相談の窓口であると共に、支援が必要なときには、各ご家庭にあった情報とサービスの提供や具体的な支援へとつなげられる施設をめざします。

また、各地域の子ども家庭支援センターや児童館などの子育て支援施設等とも連携し、区の子育て支援体制の強化を図っていきます。

さらに！

施設内では、障害を持ったお子さんの日中活動支援の場として、タイムケア事業も実施します。

また、広い敷地を有効活用のびのびと遊べる「多目的運動広場」や、畑や田んぼを整備した「農業体験の場」も整えていきます。

1 子育て支援サービスの総合的な展開

② 経済的な支援

現状と課題

経済的負担感の緩和への取り組み

区の調査で、「子どもを育てやすい社会に必要なこと」について尋ねたところ、就学前児童・小学生・中学生の保護者、19歳から34歳の区民いずれも、「児童手当や税金・教育費の軽減など経済的援助」が第1位となっています。この傾向は、平成15年度の区の調査及び国や民間の調査でも同様の状況です。また、子育て世代の経済的負担感の緩和については、国においてもその重要性を認識し、高校の授業料の実質無償化や子育て家庭への新たな手当について議論されており、実行性のある施策及びその財源の確保が課題となっています。

区でも、その重要性を認識し、国手当を上回る中学生までの児童手当の支給や子ども医療費助成、保育園・認証保育所や私立幼稚園の保育料の負担軽減などを実施してきました。

しかし、一方で保育園の待機児童解消や学校教育の充実など、子育ての基盤整備についても、さらに充実を図る必要のある分野も多くあります。これらの施策も着実に実行していくため、財源の配分等について十分な検討を行う必要があります。

受益と負担のバランス

区の実施する事業は、事業の性格等により、国・東京都・区・利用者の負担の割合は異なりますが、この中で国・東京都・区の負担は税金による国民全体の負担です。このように国民全体が一定の負担をしていることから、保育等の選択的なサービスについては、利用する人と利用していない人の公平感を保つためにも、利用する人が、サービス内容とその人の能力に応じた負担をする仕組みが必要であり、受益と負担のバランスについてさらに十分議論する必要があります。

取組みの方向

◆子育てに対する経済的負担感緩和のための施策の充実

- ・経済的負担感の解消に必要な施策については、国や東京都との役割分担、子育て支援に関する基盤整備とのバランス等を考慮しつつ、財源の確保に努めながら充実を図っていきます。また、国や東京都で実施すべきと考えるものについては、それぞれに要望し、特に国には、地方の財源負担が生じることのないよう要望していきます。

◆受益と負担のバランスの検討

- ・家庭の負担能力や事業の性格に応じた受益と負担のバランスについて検討していきます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
◆子ども手当 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもを対象に手当を支給する。平成22年4月施行予定。	<20年度実績> ○児童手当 ・受給者数：9,546人 ○新宿区児童手当 ・受給者数：1,621人 ※平成22年4月の子ども手当の施行に伴い、新宿区児童手当は停止予定	—
◆児童育成手当（育成手当・障害手当） （ひとり親、障害のある保護者・障害のある子どもの保護者への支援）	<20年度実績> ・受給者数 ①育成手当：1,979人 ②障害手当：123人	—
◆児童扶養手当 （一定所得範囲内の母子家庭への支援） 児童扶養手当法の改正により、平成22年8月から、父子家庭の父にも対象が拡大される予定。	<20年度実績> ・受給者数：1,458人	—
◆新宿区父子家庭手当 母子家庭のみが対象となっている児童扶養手当と同基準の手当を父子家庭にも支給し、当該家庭の生活の安定と児童の健全育成を図る。 児童扶養手当法の改正後、新宿区父子家庭手当は廃止予定。	○平成22年1月事業開始	—
◆特別児童扶養手当 （重度の障害のある子どもの保護者への支援）	<20年度実績> ・受給者数：142人	—
◆子ども医療費助成 （15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成）	<20年度実績> ・受給者数：26,288人	—
◆ひとり親家庭医療費助成 （ひとり親家庭への支援）	<20年度実績> ・受給者数：1,892人	—
◆就学援助 （経済的理由で就学困難な小・中学生の保護者への支援）	<20年度実績> ・受給者数 小学校 1,629人 中学校 874人	—
◆私立幼稚園保護者の負担軽減 （※実行計画事業） （一定所得範囲内の私立幼稚園保護者への支援）	<20年度実績> ・受給者数：1,204人	—
◆第3子目以降の保育料無料化 ※幼稚園を除く	・21年4月から実施	—

※経済的な支援に関する事業については目標値の設定を行っていません。

2 都市型保育サービスの充実

① 保育園待機児童の解消

現状と課題

子どもが生まれても安心して働ける環境づくり

ライフスタイルや働き方の多様化が進む中で、結婚・出産というライフステージに立つ女性のうち、子どもが小さいうちはゆっくり子育てしたいと思う人がいる反面、それまでの仕事を継続していくことを希望する人も増えています。男女がともに、家庭でも社会的にも責任を果たしていく社会になりつつある中で、子どもが生まれても安心して働き続けられる環境づくりは、次世代育成支援の大きな柱です。

区における労働力率を国勢調査からみると、子育て世代の女性が離職することによって生じるM字曲線^{*1}の底が、全国、東京都より浅く、台形に近くなっており、出産・育児期においても就業を継続している女性が多いことがうかがわれます。

この理由としては、新宿区が都心部に位置し、職住接近が可能な環境であることや保育サービスが充実していること等が考えられます。しかし、一方で、核家族化や近隣関係の希薄化が進んでいる地域特性から、長時間保育や子どもが病気のときでも預けられるサービスの必要性などが高くなっています。また、土地利用率の高さや不動産価格の高さなど、都心部であることによる保育施設確保の難しさもあります。

待機児童解消対策の更なる推進

区は、待機児童解消に向け、認可保育園の定員拡大、認証保育所の増設などに積極的に取り組んできました。しかし、待機児童数は、平成15年4月の89名から平成19年4月には26名まで減少したものの、平成20年4月には60名と増加に転じ、平成21年4月には70名となりました。

待機児童の増加は、女性の就業率の増加だけでなく、都心への人口流入に伴う乳幼児人口の増加、経済状況の悪化に伴う就業の必要の高まりなど、様々な要因が考えられます。また、平成20年度及び21年度の待機児童のうち、「0歳児から2歳児」が全体の90%を超えている現状があり、これは育児休業制度が普及した結果、子どもが1歳前後に保育園へ入園を希望する育児休業明け世帯が増加していることが主な要因と考えられます。

こうした現状をふまえ、区では平成21年2月に「待機児童解消緊急対策部会」を設置し、待機児童解消に向け、区の様々な資源を活用した総合的かつ効果的な取り組みを進めています。

今後の待機児童解消対策には、保育園、子ども園や幼稚園といった親の就労状況によらずに、区として子どもに必要な施設を用意することが課題となっています。既存の関連施設を最大限有効に活用し、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりを進めることが必要です。

※「目標3-2-① 保育園待機児童の解消」の項は、「市町村保育計画」に該当するものです。

*1 M字曲線…P14「15）労働力率」の項を参照

取組みの方向

◆待機児童解消対策の着実な推進

- ・認可保育園については、老朽化した区立保育園を民間の運営主体の活力により、私立保育園に建替えることで定員の拡大を図ってきました。今後は区有地や区有施設の有効活用も視野に入れ、全庁的に対策を強化していきます。また、定員の弾力化については、今後も継続していきます。
- ・都市型の保育需要に応えるために東京都が独自事業として創設した認証保育所については、既存の認可保育園では対応が難しい、様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要に応じていくために、今後も民間事業者の活用を図り、増設も含めて支援していきます。

◆保育の質の確保

- ・区では、保育現場の課題に応じた研修を計画的に実施してきました。今後も、子どもの保育や保護者への支援に必要な知識・技能の向上を図り、保育に関わる人材育成を進めていきます。
- ・私立保育園や認証保育所の事業者を募る際には、職員の人材育成についても重視し、また、運営を開始した後にも、事業者の質の維持・向上を図るため、区が支援していきます。
- ・区内の保育施設を対象とした、利用者評価、事業者評価、第三者評価等を引き続き実施し、サービスの質の向上を図っていきます。

◆大規模開発等における保育施設設置の協力要請

- ・区は、事業者等が一定規模以上の住宅設置を伴う大規模開発計画等に対して、保育施設のスペースを確保することを必要に応じて協力要請していきます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆認可保育所等の整備</p> <p>保育所待機児童の解消に向けた整備を機動的に進めるとともに、地域の保育需要（長時間保育、病児・病後児保育、一時保育等）に応じていく。老朽化した区立保育園2園を私立の認可保育園に建替えるほか、区有財産の有効活用により新たな私立認可保育園を開設する。また、区立保育所等の改修を行う。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立認可保育園 11 園 ・認可保育園定員 3,514 人 	<p><23年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立認可保育園 3 園開設 (計 14 園) ○認可保育園定員 約3,800 人
<p>◆認証保育所への支援</p> <p>民間事業者等が区内に認証保育所を設置する場合、開設準備経費を補助するとともに、区民が認証保育所を利用した場合、運営費を補助する。また、認証保育所を利用する区民の保育料負担を軽減するため、保育料の一部を助成する。認証保育所を増設することで、既存の認可保育園では対応が難しい、様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要に応える。(※実行計画事業)</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証保育所 8 か所 	<p><23年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○認証保育所 20 か所
<p>◆各種研修の充実</p> <p>理論・実技・障害児等保育に関わる専門研修をとおし、専門職としての知識を高める。さらに、テーマや職種別OJT研修や相談事務等に対応するスキルを身につけ、保育の質の向上を図る。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理論研修 9 回 ・実技研修 2 回 ・障害児研修 5 回 ・幼・保合同研修 10 回 ・その他 13 回 	<p>○研修内容の充実</p> <p>保育現場の課題に応じて、保育技術等に加え、ソーシャルワーク的な保育スキルを高められる研修内容としていきます。</p>
<p>◆保育園・母子生活支援施設におけるサービス評価の実施</p> <p>利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図る。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価（保育園） 公立保育園 6 か所 私立保育園 4 か所 認証保育所 3 か所 	<p>○第三者評価（保育園）</p> <p>(3~4年に一度実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立保育園 6 か所 私立保育園 5 か所 認証保育所 5 か所

※実行計画事業等 23 年度目標がある場合は<23 年度目標>として記載しています。

2 都市型保育サービスの充実

② 多様な保育サービスの充実

現状と課題

多様化する保育ニーズ

1 延長保育等の拡充

都市化の進行や社会の成熟化に伴うライフスタイルや就労形態の変化により、保育ニーズも多様化しており、柔軟性のあるサービス提供が求められています。

区では、多様なニーズに応えるため、延長保育、0歳児保育・産休明け保育、休日保育などを行っています。これらの保育サービスについて、実施園の拡大や利用しやすい工夫などが求められています。

2 病児・病後児保育への対応

区では、保育園等を利用している子どもが、病気の回復期にあって集団保育が困難な時期に、専用室で保育する病後児保育を実施しています。しかし、病気の急性期にある子どもの保育は実施していません。

子どもが病気のときは、保護者が仕事を休むことができる環境づくりが第一ですが、どうしても仕事を休めない場合や、保育園からの急なお迎えの要請などに対応できる病児保育のニーズにも応えていくことが課題です。

取組みの方向

◆多様な保育サービスの充実

- ・延長保育等の拡充については、多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育実施園の拡大、0歳児保育・産休明け保育の拡大、休日保育等の充実を図ります。
- ・病児・病後児保育事業を区内1か所で実施し、既存の病後児保育事業と連携することによって、保護者の利便性を図っていきます。
- ・ファミリーサポート事業において、提供会員が病児・病後児の預かりをできるしくみを検討し、保護者の就労支援を図っていきます。

※「目標 3-2-② 多様な保育サービスの充実」の項は、「市町村保育計画」に該当するものです。

主な事業

事業名		現況	26年度目標*
◆特別保育サービスの充実		<20年度実績>	
延長保育	1時間延長	17か所	28か所
	2時間延長	3か所	4か所
	4時間延長	3か所	3か所
	5時間以上延長	1か所	1か所
休日保育		2か所	3か所
年末保育		3か所	3か所
産休・育休明け入所予約事業 年度途中で産後休暇・育児休業明けで復職を予定している保護者の方に対し、保育園の入所予約を受け付ける事業		8か所	13か所
病後児保育		2か所	5か所 (うち1か所病児保育)
◆認証保育所 (※実行計画事業)		8か所	20か所
◆保育室		4か所	認証保育所等への移行を促進
◆家庭福祉員制度 (保育ママ)		5人	6人

※実行計画事業等 23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

2 都市型保育サービスの充実

③ 学童クラブの充実

現状と課題

学童クラブの現状

区学童クラブの登録児童数は、ここ数年増加傾向にありましたが、平成21年度は前年度と比較して49人の減少となりました。これは、区立小学校内で平成19年度より開始した放課後子どもひろばの影響が考えられます。しかし、保護者の多様な就労状況に対応し、子どもの健全育成のための生活の場を保障していくには、今後も学童クラブ事業を充実させていく必要があります。

特に、保育園の延長保育の利用が進んでいる中で、学童クラブ事業の延長利用についても、保護者の就労形態に合わせた柔軟な対応が求められています。

区ではその対応として、平成16年度より学童クラブの業務委託化を進めています。現在9学童クラブ（平成21年4月時点）で民間事業者に業務を委託し、利用時間の延長を行っています。その他、延長利用を含め、多様なサービスを提供している3か所の民間学童クラブにも事業運営補助をしています。

また、平成17年度から小学校内でも学童クラブを開設しています。現在5つの小学校内に開設し、登録児童数も毎年増えており、既存の大規模学童クラブの解消も図られつつあります。

学童クラブの今後のあり方

小学校内で実施する学童クラブについては、登下館における心配がないかわりに、学童クラブ児童が、他の子どもと遊ぶ機会が減ってしまうことが懸念されています。

今後、平成23年度までに区立の全小学校で開始される放課後子どもひろばと連携をとりながら、子ども同士の交流を持てるような運営をしていきます。

また、利用時間については、現在業務委託している学童クラブにおける延長利用の実績が増加しており、今後も拡充する必要があります。

一方で、学童クラブ事業の委託化がここ数年多くの自治体で進められており、従事職員の質の確保が課題となっています。学童クラブは家庭に代わる保護機能を備えており、保護者が安心して子どもを学童クラブに預けられるかどうかは、従事職員の力量に負うところが大きいと言えます。

これらの状況を鑑みながら、学童クラブの需要増加や延長利用に対応できるよう、順次業務委託化を進めていきます。

取組みの方向

◆学童クラブサービスの質の充実

- ・民間事業者への業務委託により、スタッフの継続性やそれに伴う質の確保が課題となっているため、問題点の検証を行うとともに、直営学童クラブを含め研修等を定期的実施するなどして、サービスの質の充実に図っていきます。

◆時間延長の拡充

- ・保護者の多様な就労形態への対応と、安全安心な児童の放課後の居場所確保の観点から、民間事業者への業務委託により、随時、利用時間延長の要望に対応していきます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
◆学童クラブの充実 学童クラブ利用の需要の増加に対応するため、学校施設等の活用により、新たな学童クラブを開設する。また、区の直営による他、児童指導業務委託による運営や、民間学童クラブへの運営費補助という形態により、延長利用ができる学童クラブを増やしていく。 (※実行計画事業)	<21年度現況> ・定員の拡充:1,180人 ・児童館内設置:21か所 ・学校内設置:5か所 ・民間学童クラブ:3か所 ・利用時間延長9か所、うち休日4か所	<23年度目標> ○学校施設等の活用により学童クラブを増設します。また、児童指導業務委託による運営等により、延長利用ができる学童クラブを増やしていきます。 ・学童クラブ 3か所開設 (計27か所) うち児童指導業務委託7か所増 (計16か所) ・民間学童クラブ運営費助成 (計3か所)

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

3 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

① 障害児等と家庭

現状と課題

障害児等への発達支援

区では、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、発達に心配のある子どもへの対応も含め、障害児への支援を行っています。

疾病の予防や障害等の早期発見、早期支援のため、保健センターや子ども発達センターなどでは、各種健診や子育てに関する相談を実施しています。保育園、幼稚園、学童クラブや放課後子どもひろばなどでは、障害児等の健やかな成長のために安全で適切なサービスを提供できるよう、人的配置や施設整備に配慮しながら受け入れ、事業によっては、障害児等の受入数の基準を設けています。

また、平成19年度から知的障害のある子どもを主な利用対象とした「障害児等タイムケア事業」を行っています。さらに、子ども発達センターや民間の事業所では、「児童デイサービス」が行われています。ノーマライゼーションの考え方に基づき、障害の有無や種別にかかわらず、すべての子どもが地域で共に成長することができるように支援するとともに、子どもの特性に合った支援を提供できる環境の整備が大切です。

子どもの成長は個人差が大きいいため、発達等に関して保護者や周囲の人の理解を得た上で、子どもの成長に即した支援を充実させていくことが重要です。乳幼児期から学齢期、そして卒業後までの継続した切れ目のない相談や支援体制の整備が課題です。

障害児等への保育の状況

1 保育園における障害児等保育

保育園では昭和48年度より先進的に区立保育園で障害児を受け入れ、ともに育つ保育を行ってきました。平成13年度に区立保育園全園で受け入れを開始し、平成20年度には、区立、私立の認可園すべての園で体制を整え、障害のある子どもない子ども一緒に育ち合う関わりのある保育をしています。

社会環境の変容に伴い、家庭での育児の環境も大きく変化し、子どもの成長過程での生活学習が困難な状況のなかで育つ子どもも多く、保育の中で配慮を要する子どもが増えてきました。対応困難な特別な配慮を要する子どもたちに対する保育のために、保育者が専門の研究者による定期的な支援を受け実践を行っています。それぞれの子どもの健やかな育ちのために、一人ひとりの成長や家庭環境に応じた、早い時期からの適切な対応が求められています。

2 学童クラブにおける障害児等保育

学童クラブでは、平成7年度に「新宿区学童クラブ障害児等利用要綱」を整備し、障害児等の受け入れを行うとともに、平成19年度から、障害児や発達状況から見て特別な配慮を要する子どもを対象に巡回指導を開始しました。障害児等に関する専門的な知識・経験を有する者からの指導に

より、担当職員が適切な支援を行えるようスキルアップを図り、学童クラブにおける障害児等の健全育成に努めています。

学童クラブは、障害児等の就学後の放課後支援の場として、今後も大切な役割を担っていきます。

障害のある子どもの教育をめぐる状況の変化

平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

区立、私立の認可保育園・区立幼稚園・子ども園、区立小・中・特別支援学校には、様々な支援を要する乳幼児・児童・生徒が在籍しています。心身に障害のある子どもや、近年増加しつつある発達障害のある子どもへの対応が求められています。区では、保育園、各学校及び幼稚園・子ども園への専門家による支援チームの巡回相談、情緒障害等通級指導学級の新設などを行っています。

今後、特別支援学級・特別支援学校に通う児童・生徒に加え、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対する支援の充実が求められています。

新宿区障害者計画に基づく支援

平成19年度に区が実施した「新宿区障害者生活実態調査」及び「特別支援学級に通っている児童・生徒の福祉ニーズ調査」結果から、子育てに関し「障害等の早期発見・早期支援」「乳幼児期の子育てに関する相談の充実」「療育・保育・教育の支援体制の充実」「放課後支援等の日中活動の充実」「障害等のある子どもへの専門相談」等の施策の推進、充実の必要性が、現在区に求められていることが分かりました。区はこれら調査結果を踏まえ、平成21年2月に「新宿区障害者計画・第2期障害福祉計画」を策定し、「ライフステージに応じた成長と自立への支援」を基本目標の一つに掲げました。また、「障害児等早期発見と成長・発達への支援」「多様な就労支援」「社会活動の支援」を個別目標としています。特に配慮が必要な子どもと家庭に対して、乳幼児期はもとより、青年・壮年期まで含めた切れ目のない支援を進めていくことが大切です。障害児を持つ家庭の負担は大きく、子どもだけでなく保護者を心身ともにサポートする体制が欠かせません。

今後も、障害児等と家庭を支援するため、関係各課や関係機関がより実効性のある連携を取っていく必要があります。

取組みの方向

◆子ども発達センターの機能強化

- ・(仮称) 子ども総合センターの開設により、子ども発達センターが子ども総合センター内に移転します。同施設内に設置される子ども家庭支援センターや障害児タイムケア事業所との連携を密にしながら、発達に心配のある子どもや障害児等への、乳幼児期から学齢期を通じた相談・支援体制を構築していきます。また、保護者との十分な話し合いによる確かな支援計画の策定のもとで、より質の高い技術に基づく支援と幅広い情報提供を行っていきます。

◆家庭への支援の充実

- ・障害児等を育てる家庭の育児不安や負担を軽減するため、保健・福祉・教育の各分野が横の連携をより密にしながら、円滑で連続性のある支援を充実させていきます。保護者と共に、子どもの地域での生活を総合的に捉えた支援を推進していきます。

◆特別支援教育の推進

- ・心身に障害のある幼児・児童・生徒を対象にしたこれまでの心身障害教育に加え、通常の学級に在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等の発達障害のある幼児・児童・生徒に対しても、その能力を最大限に伸ばし、成長・発達するよう、学校内の指導体制への支援や就学相談の充実、教育環境の整備を図っていきます。また、様々な機会を通じて教員、保護者、区民等に特別支援教育に関する理解啓発に努めていきます。

◆特別な配慮が必要な子どもへの保育支援

- ・保育園で行ってきた障害のある子どもへの保育支援のなかで、特別な子どもという意識を持たず、分け隔てのない子ども同士の育ち合いが、子どもの成長発達にとって不可欠であるということが実証されています。専門の研究者による巡回保育相談を、年3~4回に回数を増やして乳幼児期の子どもの育ちを心身両面から支えるきめ細かい保育を行っていきます。同時に、理論研修や事例討議で保育を振り返り、保育士の資質を高め、より一層の障害児への理解と適切な援助を行い統合保育を進めていきます。
- ・学童クラブにおいても、引き続き、巡回指導と学童クラブ職員の研修の充実を図っていきます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆子ども発達センター</p> <p>心身に障害のある子どもや発達に遅れのある子どもとその保護者に対して、必要な支援を速やかに提供できるよう、関係機関と連携しながらサービスの提供や調整を総合的に行う。</p>	<p>○発達相談や児童デイサービスなどの事業を実施中。</p>	<p>○平成23年4月に（仮称）子ども総合センター内に移転し、児童デイサービスの拡大を図るなど子どもの発達支援と家族への支援をより一層推進します。</p>
<p>◆障害児等タイムケア事業</p> <p>小学校・中学校・高校生の知的障害児等について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供する。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まいペーす：延べ利用者 3,556人 	<p>○平成23年4月に（仮称）子ども総合センター内に移転し、定員の拡充及び肢体不自由児の受入を行い、サービスの充実を図っていきます。</p>
<p>◆巡回指導・相談体制の構築</p> <p>各学校へ、専門家による支援チームの巡回相談・助言を行い、発達障害のある幼児・児童・生徒に対する適切な指導や必要な支援を行う。</p> <p>また、特別支援教育推進員（区費講師）を学校に派遣し、学校内指導体制を支援する。</p> <p>（※実行計画事業）</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家支援チームの派遣 小・中学校全校及び独立幼稚園全4園 ・特別支援教育推進員の派遣 20人 	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p>◆情緒障害等通級指導学級の設置</p> <p>通級指導が必要な発達障害等の児童・生徒への支援を充実させるため、区立小・中学校に情緒障害等通級指導学級を増設・新設する。（※実行計画事業）</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校2校 7学級 ・中学校1校 2学級 	<p><23年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校2校 8学級 ○中学校2校 4学級
<p>◆学童クラブにおける障害児の保育支援</p> <p>学童クラブの子どもの状況を把握し、他機関と連携し一人ひとりを尊重する保育を行う。</p>	<p>○学童クラブにおける巡回指導：在籍児童1人につき年2回</p>	<p>○学童クラブにおける巡回指導を、個別の児童の状況に応じて、引き続き実施していきます。</p>
<p>◆保育園等における障害児の保育支援</p> <p>保育園等の子どもの状況を把握し、他機関と連携し一人ひとりを尊重する保育を行う。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立、私立保育園、四谷子ども園における障害児・個別配慮児の巡回指導 <p>第1回（4～8月）26園 59名 第2回（9～12月）28園 64名 第3回（1～3月）15園 37名</p>	<p>○障害児保育事業の充実</p> <p>専門研究者による巡回保育相談を年3～4回とし、多数在籍する保育園にはさらに回数を増やしてそれぞれの子どもに合わせたきめ細かな保育を提供していきます。</p>
<p>◆保育園における保護者支援</p> <p>乳幼児期に障害と初めて向き合う場合、受容が難しく十分に受け止められずにいる保護者に対して、子ども同士が支えあい共に育つ姿を通して保護者同士のつながりの機会を図る。</p>	<p>○個別面談、保護者会、保育参観、園行事等の機会を利用して子どもの姿を通し、保護者同士がともに子どもの成長を分かち合える関係を築いています。</p>	<p>○保護者の障害受容の難しさを理解し、子育てに共感しながら、子どもの育ちをともに支えていく観点に立ち、保護者支援を進めていきます。</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

3 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

② ひとり親家庭

現状と課題

ひとり親家庭支援施策の状況

ひとり親家庭のうち、母子家庭に対する支援の中心は児童扶養手当ですが、平成14年に国は「母子家庭自立支援対策大綱」を定め、児童扶養手当については、母子世帯になったときの生活の激変を緩和することを主眼に有期化し、その間の教育訓練や就労支援を強化して、自立を促進する方針を示しました。しかし、ひとり親の中でも母子家庭の平均収入は、依然として平均所得の4割にとどまっており、経済的に厳しい状況にある家庭が多く、母子家庭の母親が生活支援等を受けながら、安定した収入を得て経済的に自立した生活ができるような、実効性のある支援の充実が課題です。

また、父子家庭は母子家庭に比べて総数は少なく、また平均収入も母子家庭よりは高くなっていますが、父子家庭になって、それまでの仕事が続けられず収入が減ってしまうような例もあります。児童扶養手当は母子家庭を対象としているため、父子家庭に対する支援は、区制度の手当や家事援助、保育園等を利用する際の判定指数の上乗せなどがありますが、母子家庭に比較して支援策のメニューが少ない状況にあり、父子家庭への支援の充実が課題となっています。

ひとり親家庭に関する相談

区では、母子自立支援員を2名配置し、父子家庭を含めたひとり親家庭の生活相談を行っています。ひとり親家庭の抱える課題には、住宅、生活費の困窮、子育ての悩みなど、様々なものがあります。母子自立支援員は、母子生活支援施設への入所や公営住宅募集情報の提供などによる住宅確保のための支援や、貸付金の相談に応じるほか、必要に応じて、生活保護制度の担当課等と連携した支援を行っています。

また、平成19年度には、ひとり親家庭に対する就労支援を強化するため、「自立支援プログラム策定員」を配置し、個別の家庭状況に配慮しながら自立支援計画を策定し、自立に向けた就労支援を行う仕組みを開始しました。日本語の不自由な外国人家庭等、必要に応じてハローワークや就職面接に同行するなどし、実効性のあるサポートを行っています。平成19年度・20年度の2か年で、242人の就労相談者のうち、89人が就職しました。

就労経験や正社員経験の無い相談者も多く、実際に社会に出て経済的に自立していくための技能習得・生活基盤の整備が必要となっています。技能修得については、職業訓練費用に対する一部助成や東京都の母子家庭等を対象とした職業訓練事業などを活用し、生活基盤の整備については、保育士や看護師等の国家資格修得期間中の生活費の助成、家事援助事業の活用により支援しています。

今後、ひとり親家庭が長期的視点に立って安定した生活基盤を築いていくため、就労継続のための支援の充実が求められています。

※「目標3-3-② ひとり親家庭」の項は、「母子家庭及び
寡婦自立促進計画」に該当するものです。

取組みの方向

◆自立に向けた支援体制の強化

・就労による自立のために必要な生活基盤を築くため、家事・育児などの生活支援も行いつつ、より良い就労に向けた能力開発の支援を行っていきます。また、引き続き就労支援に力を入れるとともに、就労後も個別の事情に応じて相談や情報提供を行うなど、就労継続のための取り組みを行っていきます。

◆母子家庭・父子家庭への支援の充実

・ひとり親家庭共通の課題である経済的基盤の安定のために、引き続き、これまでと同様の支援を行うとともに、父子家庭に対する支援策の充実も図っていきます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
◆自立支援促進事業（ひとり親家庭福祉） ひとり親家庭に対して、きめ細かな就労支援を展開するため、自立支援プログラム策定員を配置し、個々の状況に応じて自立支援計画を策定し、就労を支援する。	<20年度実績> ・相談者数 192人 ・自立支援プログラム策定者数 58人 ・相談延べ件数 1,755件 ・支援結果：就労 62人、職業訓練学校入校 11人、生活保護者等就労支援事業利用 19人	○相談者数 210人 ○自立支援プログラム策定者数 66人 ○相談延べ件数 2,000件 ○就労 70人
◆母子家庭高等技能訓練促進事業 就職に有利となり生活の安定に資する国家資格等の取得に係る養成訓練（2年以上）において、受講期間のうち一定期間について母子家庭高等技能訓練促進費を支給する。	<20年度実績> ・高等技能訓練促進事業利用者：5人	○高等技能訓練促進事業利用者：8人
◆ひとり親家庭への家事援助者雇用費助成 義務教育修了前の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は子どもが、一時的な疾病などにより日常生活に支障をきたしたとき、家事援助者を雇う費用を助成する。	<20年度実績> ・助成世帯数：212世帯 ・助成延べ日数：1,410日	○助成世帯数：260世帯 ○助成延べ日数：1,700日
◆児童扶養手当【再掲】 （※64ページ参照）	—	—
◆新宿区父子家庭手当【再掲】 （※64ページ参照）	—	—

※実行計画事業等 23 年度目標がある場合は<23 年度目標>として記載しています。

3 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

③ 外国人家庭

現状と課題

外国人区民の居住状況

区の外国人登録人口は、平成21年4月1日現在34,169人で、区全体の人口の約1割を占めるとともに、23区で最も多くなっています。国籍で見ると、登録人口の8割以上がアジア系となっています。

区が行った「新宿区多文化共生実態調査（平成20年3月）」において、外国人区民に対し「生活で困っていることや不満なこと」について尋ねたところ、第1位が「物価が高い（39.6%）」、次いで「ことば（35.0%）」があげられました。また、子どもと同居している人に「子どもたちに身につけてほしい文化・言語の形」を尋ねたところ、ほとんどの人が「自国と日本の文化・言語を身につけてほしい（88.7%）」と回答しています。子育て中の人へのインタビュー調査では、子どもが学校から持ち帰る便りが読めないことや、本人自身と子どもとで得意な言語が異なる事例もあり、コミュニケーションを取ることの難しさを感じているという回答もありました。

こうしたことから、外国人区民が新宿で子育てをしていく上で、ことばなどのコミュニケーションづくりへの支援が、引き続き課題となっています。

外国人区民への子育て支援

区では、平成17年9月に、日本人と外国人の交流拠点である「しんじゅく多文化共生プラザ」を開設し、各種講座や相談業務を実施するとともに、地域住民や活動団体のネットワーク連絡会を開催しています。さらに、日本語教室の地域展開等による日本語学習支援の充実、外国語版広報紙や外国語版生活情報紙の配布、ホームページによる情報提供の充実に取り組んでいます。

また、区立学校（園）に編入する日本語のわからない幼児・児童・生徒は、年間130～150人います。これまで学校や教育センターでは、学校生活への適応指導も含めて日本語サポート指導を行っています。さらに、日本語サポート指導における日本語の初期指導を受けた児童・生徒でも、教科学習に支障をきたしている場合が多いため、平成21年度から、日本語学習支援ボランティアを配置し、放課後等での学習支援を実施しています。

また、保護者と子どもの言語力や価値観の差などによる、外国人家庭における家族間のコミュニケーションの難しさも指摘されており、保護者の悩みに応じた子育て支援が必要です。

取組みの方向

◆「しんじゅく多文化共生プラザ」の利用拡大

- ・平成 17 年度に開設した「しんじゅく多文化共生プラザ」の利用者数が、平成 20 年度で約 75,000 人に達しました。多くの外国籍の方が利用し、学び、交流しているところです。さらに利用者の拡大を図るとともに、日本人と外国人の交流を促進させていきます。

◆日本語のサポートが必要な子どもと家庭への支援の充実

- ・区立学校（園）に編入してきた幼児・児童・生徒のために、学校（園）において、日本語及び学校生活への適応指導を行っています。今後は保育園においても、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を低減し、子ども達がよりよい園生活を送れるよう、また、保護者との円滑なコミュニケーションを図るために、必要な支援を検討していきます。
- ・日本語サポート指導については、放課後にも教科学習のサポートを実施するとともに、日本語の習得状況を検証するために日本語検定を実施します。



主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆外国語版生活情報紙の発行</p> <p>外国人向けに目的別の生活ガイドを作成する。差し替えが可能な10のジャンルに分けた分冊方式とし、毎年掲載情報の更新を行う。</p>	<p>○4か国語 80,000部</p>	<p>○継続して、外国人区民に必要な情報を精査し、提供していきます。</p>
<p>◆日本語学習への支援</p> <p>外国人の子どもは日本語が十分でないため教科学習が遅れがちな場合がある。こうした子どもたちに対する学習支援を実施するとともに、地域住民と交流する事業を実施する。</p>	<p>○子ども日本語教室：2か所 ○親子日本語教室：10回/2コース</p>	<p>○外国人の子どもや親子に対して継続的な支援を図っていきます。また、実施規模についても精査していきます。</p>
<p>◆日本語サポート指導</p> <p>区立学校・幼稚園に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒などが日本語の授業を理解できるように、学校へ日本語適応指導員を派遣し、日本語及び学校（園）生活に関する適応指導を行う。 (※実行計画事業)</p> <p>また、日本語学習支援ボランティアを配置し、放課後に学校で教科の学習支援を行う。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語適応指導員の派遣 幼稚園 40時間 小学校 50時間 中学校 60時間 幼稚園 20人、小学校 92人、 中学校 44人 ・日本語学習支援ボランティアの派遣（平成21年度事業開始） 日本語サポート初期指導を終了した小学校3年生以上の希望者へ個別指導 週2回程度 年間28回 	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p>◆保育園児等への日本語サポート</p> <p>外国等から転入した入所児童で、日本語のサポートが必要な4、5歳児を対象に日本語指導を行う。また、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との面談や保護者会に通訳者を派遣する。</p>	<p>○22年度事業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園児への日本語指導支援 1人あたり40時間 ・保護者への日本語通訳派遣 1人あたり2時間×2回 	<p>○継続して実施していきます。</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

3 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

④ 虐待予防及び被虐待児と家庭

現状と課題

子どもの虐待の現状

近年、核家族が孤立化し、養育者が抱える育児不安が膨らむ社会背景において、家庭で適切な養育が受けられない子どもや、子どもの命まで脅かされる事例が増えてきています。その中で、子どもの虐待に対する社会の意識も高まってきています。

子ども家庭支援センターの平成20年度相談件数7,214件のうち、約3割が子どもに対する虐待相談となっています。実際に虐待が発生している件数を把握することは困難ですが、この数を虐待認知件数として真摯に受け止め、保健センター、保育園、幼稚園、学校、児童相談センター、民生児童委員等関係機関が連携し合いながら、引き続き虐待の早期発見・早期対応に向けて取り組んでいく必要があります。課題を抱える家庭は増加傾向にあり、関係機関の連携はますます重要となっています。

子どもの虐待の4つの類型

①身体的虐待

暴力により傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為

②ネグレクト

保護の怠慢、拒否、放置により、子どもの健康状態や安全を損なう行為

③性的虐待

性的な行為や性的な関係を強要したりする行為

④心理的虐待

ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、子どもの目の前でドメスティックバイオレンスが行われているなど、子どもの心を傷つけるような行為

区で設置している「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」のもとで、実際にケース対応を行うサポート会議では、要保護児童、養育支援が特に必要である児童やその保護者及び妊婦への適切な対応を図るために、関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議し、必要なサービスの調整、見守り等を行っています。サポート会議の中心となるのは子ども家庭支援センターです。支援が必要な事例の増加及びよりきめ細かな対応を行っていくために、平成21年度に子ども家庭支援センターを2か所増設し、3か所としました。今後、子ども家庭支援センター間の連携を密にし、より効果的に機能するよう取り組んでいくことが課題です。

虐待発生予防の取り組み

子どもの虐待を防いでいくには、トラブルが生じてからの早期発見・早期対応だけでなく、トラブルが生じる前から、育児不安や育児困難感を軽減し、保護者が安定した心で子育てに臨めるような、心の健康支援が重要です。

保健センターでは、妊娠届出時の面接などから、必要な妊婦に個別支援を行い、地域での子育て仲間を作ることを目的とした母親学級、妊婦が乳児に触れ子育て中の母親と情報交換できるグループ活動（はじめまして赤ちゃん応援事業）、助産師等による生後4か月までの乳児家庭の訪問（すくすく赤ちゃん訪問事業）、乳幼児健診時の母親の心の健康に着目した相談、その他の育児相談・育児グループ活動、さらに、そこから把握された育児不安が強い等の問題を抱えた母親への支援など、幅広い母子保健事業を展開し、継続的に母親の心の健康支援に力を入れています。今後も引き続き、育児不安の軽減や母親の心の健康支援のための取組みを行っていくことが必要です。

子育て支援施策全体で支える子どもの虐待防止

第二期新宿区次世代育成協議会（平成19年6月～平成21年5月）から提言を受けた「子どもの虐待防止と地域の役割」は、区の既存のシステムを活かしながら、行政機関だけでなく、他機関や地域と連携した対策の強化を図り、支援を必要とする子どもや家庭の問題に対応する体制を整備していくための提案となっています。

提言の内容は、妊産婦時期からの支援の必要性やきめ細かなサービス提供の必要性、ネットワークや人材の課題など本計画全体に関わるものであり、各目標に反映することで、趣旨を活かしていきます。

第二期次世代育成協議会提言「子どもの虐待防止と地域の役割」

- | | |
|-----|-----------------------|
| 提言1 | 虐待に至る前の支援を |
| 提言2 | ライフサイクル全体を通じた働きかけを |
| 提言3 | 既存の事業との連携・連続性を |
| 提言4 | 一人ひとりに合った子育てサービスを |
| 提言5 | 子育て支援の人材育成とネットワークづくりを |

※詳細は84ページを参照

取組みの方向

◆子ども家庭サポートネットワークの充実

- ・地域での見守りや通報があった場合の迅速な安全確認の他、課題の質・内容や子どもの成長に応じた切れ目ない支援を行うため、子ども家庭支援センターも含めた関係機関の連携体制を整備していきます。

◆「子どもの虐待防止と地域の役割」の提言の実践

- ・子育て家庭の孤立を防ぐ支援を行うことが、子どもの虐待防止につながります。子育て家庭への支援には、日常的なレベルから一定の専門的なレベルまで幅があります。区民一人ひとりの力が有効に発揮されるためには、子育て支援をしたいという思いに加えて、子育てについての客観的な知識や技能も必要になります。そのためには、子育て支援者養成講座等を充実させ、これらの養成講座を修了した人や、地域で活動している人に対して、質の高い技能を維持できるような支援を行うとともに、具体的な支援の場を提供していきます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標※
<p>◆子ども家庭サポートネットワーク【再掲】</p> <p>福祉、保健、教育等の子ども家庭関係組織のより効果的な連携を図るため、「子ども家庭サポートネットワーク」を設置、運営している。</p> <p>児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連携を目的として、児童に関わる関係機関に向けた虐待防止ネットワークマニュアルを作成し、配布する。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭サポートネットワーク代表者会議：2回 ・虐待防止等部会：部会2回、研修会2回 ・発達支援部会：部会2回、研修会1回 ・サポートチーム会議（3部会合計）67回 ・虐待防止ネットワークマニュアルの作成・配布3,000部作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭サポートネットワークがより有効に機能するしくみを整備していきます。 ○23年度にマニュアルの内容を改訂し3,000部作成します。
<p>◆子ども家庭支援センターの拡充【再掲】</p> <p>乳幼児や中高生等の居場所を整備するとともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、要保護児童支援のしくみの充実を図る。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>○設置:3か所</p>	<p><23年度目標></p> <p>○4か所</p> <p>※(仮称)子ども総合センターの建設にあたり、子ども家庭支援センターを新たに1か所設置します。</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

第二期新宿区次世代育成協議会(平成 19 年度～平成 20 年度) 提言「子どもの虐待防止と地域の役割」

この提言は、第二期新宿区次世代育成協議会の部会のテーマとして検討し、まとめたものです。

部会は、公募区民委員、民生児童委員、小学校・中学校のPTA、青少年育成委員、学童クラブ連絡協議会や学識経験者のほか、東京都児童相談センター、公・私立保育園、地域子育て支援センター、子ども家庭支援センター、保健センター、区立小・中学校など、区民を主とし、保健・福祉・教育などの関係者で構成しました。これまで、専門機関を中心に議論されてきたこのテーマについて、改めて区民の視点から検討することを第一に考えました。

部会での議論は、「子どもの虐待とは何か？」について、互いに共通認識を持つことから始めました。それぞれの委員が、それぞれの日常生活や地域での活動のフィールドに立って協議を行い、自分達の地域の身近な課題として捉えなおす作業を経て、区民として虐待に至るもっと前の段階で「子どもの虐待防止のために地域で何ができるか？」という視点で、この提言をしました。このテーマは子どもの命にかかわる大変重いものであるだけに、検討は易しいものではありませんでしたが、委員の「私たちにできることは何だろう？」という真摯な思いが形となりました。この提言が区民の皆様の心に届くことにより、子どもの虐待を未然に防ぐ取組みへの一助となれば幸いです。

提言 1

虐待に至る前の支援を

- ゆったりと子育てできる環境づくりを
- 虐待はどの家庭でも起こりうることを
- 子育て家庭への暖かい眼差しを

提言 2

ライフサイクル全体を通じた働きかけを

- 異年齢児とのふれあい体験など豊かな体験の場を増やす取組みが必要
- よいお産のための産前からの働きかけ・支援を充実

提言 3

既存の事業との連携・連続性を

- 新宿区の産前・産後支援事業と情報提供・支援体制の再構築
- 支援から次の支援につなげる取組み

提言 4

一人ひとりに合った子育てサービスを

- アウトリーチ型サービスの充実
- 一人ひとりに合ったサービス・利用しやすくなるサービスを

提言 5

子育て支援の人材育成とネットワークづくりを

- 子育て支援への意欲を地域活動につなげる環境づくり
- 新宿区内の教育機関・学生との連携
- 地域に根ざした活動をしている人たちとのネットワークづくり
- 「支援したい人」を「支援できる人」に

※提言の全文は、新宿区ホームページでご覧いただけます。

目標4 安心できる子育て環境をつくります

1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり

現状と課題

地域の子育て支援団体が活動しやすい環境づくり

区内には多くの子育て支援関連団体が、区と関わりを持ちながら、あるいは独自に活動をしています。区では、子育て活動に意欲のあるみなさんの活動に対しては、委嘱委員としての活動の支援、団体への補助、事業委託など様々な形態をとりながら、応援をしています。

また、このような活動をさらに活発に、円滑に行えるよう、活動団体の交流の機会づくりや、活動に関する情報収集・発信可能なネットワークを形成するための情報拠点として、新宿区区民活動支援サイトを運営するなどしています。さらに団体のネットワークの拠点として、直接集まっているでも交流できる場など、より活動しやすい環境づくりが求められています。

さらに、区の調査で、就学前児童保護者に「保育や相談などのボランティアへの参加意向」を尋ねたところ、「参加したい（16.1%）」、「子どもがもう少し大きくなったら参加したい（40.3%）」を合わせると56.4%が参加意向を示しており、このような人たちが気軽に子育て活動に参加できるきっかけづくりも重要です。

家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる環境づくり

子どもの育ちを社会全体で支援していくことの重要性は、程度の差はありつつも、社会で共有化されてきました。一方で、子どもを育てる場である家庭の力が落ちているという声も多く聞かれます。しかし、すべての家庭の子育て力・教育力が落ちているのではなく、熱心な家庭と無関心あるいは家庭の役割を過少に考えている家庭に分化しているとの見方もあります。

家庭の教育力の向上のための取り組みとして、PTAが主体となって家庭教育学級や講座などを開催していますが、参加する保護者は子育てや教育に関心の高い層であることが多く、そのような取り組みに参加して欲しいと思う保護者の参加が少ないことが課題です。

そこで、入学前の保護者が集まる健康診断や保護者会の機会を活用し、子どもの仲間づくりや親子のコミュニケーションを中心とした入学前プログラムに平成19年度から全小学校で取り組んでいます。

家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる環境づくりを推進するためには、保護者と学校や保育施設の職員、スクールコーディネーター、民生・児童委員等が互いに信頼関係を築き、子どもや家庭のことを率直に話し合い、必要に応じ様々な社会資源を活用し、支援を行っていくという考え方を積極的に取り入れていくことが重要です。

世代を超えて交流できる環境づくり

新宿区の世帯の状況を家族類型別にみると、単独世帯の割合が高く、平成17年の国勢調査では区の一般世帯の約60%が単独世帯となっています。また、昭和60年からの推移では、単独世帯が34.2%の増加となっているのに対し、三世帯家族は67.4%の減少となっています。また、核家族世帯は4.9%の減少と大きな変化はない一方で、ひとり親世帯は19.6%増加しています。

子どもの育ちにとって、親だけでなく様々な年齢の大人との交流は、多様な価値観を認める広い視野や豊かな心を育む上でとても大切ですが、核家族世帯やひとり親世帯の場合、家庭の中だけでは難しい現状があります。

PTAや地域の青少年の育成団体等での事業は大変貴重な機会となっていますが、参加者は減少傾向が続いています。原因としては、子ども・親の生活の忙しさ、親の意識の変化などが考えられますが、魅力ある事業展開のための研修の充実や事業の統合などで、地域の力をまとめる工夫も必要です。

また、「落合三世帯交流事業^{*1}」のように、地域の有志による交流の場の運営等は有効な手段です。

取組みの方向

◆NPOをはじめ地域を支える社会活動団体のネットワークの拡充

- ・子育て団体も含む区内の社会貢献活動団体のネットワークづくりや団体の相互支援等の活動拠点の設置を検討し、運営を支援していきます。

◆家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる環境づくり

- ・家庭・地域・学校が協力して子どもを育てる環境づくりのため、区の関係組織の連携を強化します。
また、子どもや家庭の課題に対応していく際には、子どもサポートネットワークの活性化を図り、より効果的な対応を目指すとともに、家庭の教育力向上の視点からの支援も強化していきます。
- ・地域特性を活かし、地域の教育力との相互支援による学校教育の活動を展開するため、学校にスクールスタッフや学校ボランティアを派遣し、学校図書館の充実を図るとともに、読書活動の支援、クラブ活動・部活動支援等を実施していきます。

◆世代間交流の促進

- ・子育て支援の活動はもちろん、シニア世代のいきがいづくり等活動においても、世代間の交流を意識した事業展開を行っていきます。

^{*1} 落合三世帯交流事業…西落合児童館内に、区民と協働して、子どもを中心に幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として21年度にオープンした。事業は「落合三世帯交流を育てる会」に委託して実施している。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆地域の教育力との連携</p> <p>社会体験・生活体験などを地域社会全体で取り組む活動や、フォーラムなどとおして、家庭と地域が協力して子どもの健全育成に取り組む環境づくりを目指す。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携事業：10事業 (約1,100人参加) 連携団体6団体 	<p>○新たに活動を始める団体に対して間接的支援を行い、家庭教育支援や子どもの健全育成を目的に活動を行う地域団体の数を増やしていきます。</p>
<p>◆北山伏子育て支援協働事業（ゆったりの）</p> <p>区の空き施設を利用したNPO等区民グループの自主的な子育て支援事業を支援する。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数：12,612人 ・相談件数：191件 	<p>○利用者数：13,000人</p> <p>○相談件数：200件</p>
<p>◆地域学校協働体制の整備（スクールスタッフ・学校ボランティア）</p> <p>中学校区を基本単位とし、地域の学校が相互に活用できる外部人材を、授業や部活動に活かす。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校実施 ・活用人材数：延420人 	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p>◆家庭の教育力向上支援</p> <p>小学校全体で実施している入学前プログラムを充実するとともに、地域の横のつながりや保護者どうしのつながりを継続できるような仕組みをつくる。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの仲間づくりプログラム、保護者対象のワークショップ 全小学校保護者対象のワークショップ等への参加率：97.0% 	<p><23年度目標></p> <p>○保護者対象のワークショップ等への参加率：100%</p>
<p>◆落合三世代交流事業</p> <p>区民と協働して、子どもを中心に幅広い年代の区民が日常的に集い交流する場として、西落合児童館内で実施している。（運営：三世代交流を育てる会）</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ：10回 ・イベント：18回 	<p>○居場所の提供とあわせ、区民が参加しやすいイベントや講座の充実により、利用者満足度の向上を目指します。</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

現状と課題

区の調査で、「子どもと外出する際に困ったこと」を尋ねたところ、「周囲の人が子ども連れを迷惑そうに見ること（50.7%）」、「荷物や子どもで手が一杯のときに手を貸してくれる人が少ないこと（62.2%）」との結果が出ており、子ども連れを温かく見守ったり、見知らぬ人に気軽に手を差さしめる環境が少なくなっている現状があります。

一方で、「子育て中に助かったり嬉しかったこと」の質問に対しては、「子どものことを可愛いと言ってくれたこと（71.2%）」、「ベビーカー等の移動に苦労していたときに手を貸してもらったこと（59.3%）」と、ちょっとした声かけや手伝いが、子育て中の親の気持ちを楽しめるということもあり、このような環境づくりも「子育てしやすいまちづくり」にとっては大きな課題です。

子どもと一緒にのおでかけが楽しくなるまちづくり

道路・駅などの交通関連や建物における段差の解消、エレベーターの設置など、まちのバリアフリーは急速に改善しています。しかし、区の調査で、就学前児童保護者に「子どもと外出する際に困ったこと」を尋ねたところ、依然として「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」と感じた経験のある人が約8割、「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」と感じた経験がある人が約7割いました。また、トイレやオムツ替え、授乳場所で困ったことのある人もそれぞれ約7割となっていることから、子ども連れでの外出には、まだ多くのバリアがある現状がみとれます。

「子育てしやすいまち」の実現に向けて、ハード・ソフト両面から取り組みを進めていく必要があります。

取組みの方向

◆子育てバリアフリーのまちを目指して

- ・子どもを連れた人もお年よりも障害のある人も、その人らしい生活を楽しみ、心豊かに暮らすためには、まちに出て集う機会が大切です。区では、区有施設でのバリアフリー化を推進するため、既存施設での整備方針を定めると共に、改修や新築の際に配慮する事項について検討を進めます。
- ・区のホームページを活用するほか、子育てバリアフリーマップを作成し、利用しやすい施設情報を広く・分かりやすく発信し、子どもと一緒にでもお出かけしやすいまちを目指します。

◆子どもや子どもを連れた人を温かく迎えるまちを目指して

- ・子どもを連れた人にも配慮されていたり、子どもが来店することを歓迎する商店や飲食店にステッカーなどの表示を貼ってもらい、まち全体で子どもを大切に作る風土を醸成していきます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆区有施設における子育てバリアフリーの推進</p> <p>区有施設における、授乳可能なスペース等の情報をホームページ等で公開するとともに、施設の新築や大規模改修等の際に、乳幼児親子が利用しやすい環境整備を促進する。</p>	<p>○区有施設の授乳可能なスペース等について調査を実施した。</p>	<p>○新築時や施設改修時の整備方針を策定するなど、区有施設において、乳幼児親子が利用しやすい環境整備を促進します。</p>
<p>◆まちの子育てバリアフリーの推進</p> <p>子どもを連れて人へ配慮した取組みを行う区内の商店、飲食店などを協力店として登録し、ステッカーの交付や店舗等のPRを通じ、親子での外出や子育てしやすいまちづくりを促進する。</p>	<p>○22年度新規事業</p>	<p>○協力店：600店</p>
<p>◆交通バリアフリーの整備促進</p> <p>交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区（高田馬場駅・新宿駅周辺地区）の整備促進を図る。これ以外の鉄道駅についても、エレベーター設置補助等によりバリアフリー化を推進していく。（※実行計画事業）</p>	<p>○35駅、71.4%</p>	<p>○37駅、75.5%</p>
<p>◆ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進</p> <p>ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるため、有識者等で構成する検討委員会を設置し、ガイドラインを策定し、区民や事業者に対して普及啓発を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりを進める。（※実行計画事業）</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討会議の開催 3回 ・庁内検討部会の開催 3回 ・有識者会議の開催 2回 	<p>○ガイドラインの普及・啓発を推進します。</p>
<p>◆水辺とまちの散歩道整備</p> <p>河川改修工事による基盤整備後に、カラー舗装、休憩施設等の設置、緑化を行い散歩道として整備する。また地域の特色や付近の施設、神田川の自然等を解説する案内板を整備する。（※実行計画事業）</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神田川整備に伴う管理通路整備の実施 淀橋～豊水橋間（約240m） <p><21年度予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神田川整備に伴う管理通路整備の実施 神高橋 上流約20mの整備 	<p><23年度目標></p> <p>○管理通路整備について、引き続き東京都と調整していきます。</p>
<p>◆清潔できれいなトイレづくり</p> <p>老朽化した公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改修する。（※実行計画事業）</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園トイレ等の現況調査及び施設設計・維持管理等の指針づくりを実施 <p><21年度予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園トイレ1か所、公衆トイレ1か所の改修工事を実施 	<p><23年度目標></p> <p>○改修済の公園・公衆トイレ：6か所</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

3 役立つ情報を届けるしくみづくり

現状と課題

子育てに関する情報の入手先

区の調査で、「子育てに関する情報の入手先」について尋ねたところ、就学前児童保護者の53%、小学生保護者の52.7%が、「同年代の子どもを持つ子育て仲間との会話」をあげており、情報面でも「仲間づくり」は重要であることがわかります。また、「広報しんじゅく」は、就学前児童保護者では39.0%で第3位、小学生保護者では40.9%で第2位、「区立施設が発行しているお知らせ」が、就学前児童保護者では25.7%で第4位、小学生保護者では19.0%で第5位と、従来型の情報も高い利用率を示しています。

また、「新宿区公式ホームページ」は、就学前児童保護者では23.0%でしたが、小学生保護者では9.4%と低く、両方で差が見られましたが、インターネットの普及による、自らアクセスし即応性のある情報を入手する手段は確実に定着してきています。

しかし、情報が必要な子育てに課題のある家庭に情報が届きにくいという状況は、相談事例から依然としてあることがわかっており、より広く周知する方法と必要な人に必要な情報を確実に届けるきめ細やかな情報提供をバランスよく行っていくことが課題です。

子ども自身が情報にアクセスできる環境づくり

区の調査によると、中学生本人では76.8%、青少年（15歳～17歳）では89.4%が、「携帯電話やパソコンでインターネットを利用している」と回答しており、若い世代においては、インターネットが日常生活に溶け込んでいる状況がわかります。インターネット利用は、犯罪や事件に巻き込まれる危険性が強調される面がありますが、情報入手の即応性、広汎性という面については生かしていく必要があります。

取組みの方向

◆必要な情報を必要な人へ

- ・子育て支援等に関する行政情報も民間情報も垣根なく、広く区民に届けられるよう、ワンストップ地域情報サービスを提供する地域ポータルサイトの中で子育て情報に関するコンテンツの構築を行っていきます。

◆子どもにも分かりやすいホームページづくり

- ・子どもにもわかりやすく区に関する情報を区のホームページを通じて提供し、区政への関心と区政への参画意識を育てていきます。

◆各種お知らせの見やすさの改善

- ・子ども向けや子育て関連の区で作成しているチラシやお知らせなどを、見やすく必要な情報が伝わりやすい誌面へと改善を図っていきます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
◆新宿区地域ポータルサイトの開設 行政・民間・区民の情報を一体的に受発信するサイトを開設し官民協働で運営していく。子育てに関するコンテンツも設置し、利用者同士の交流を図る。 (※実行計画事業)	○平成22年2月に地域ポータルサイトを開設する。	○充実を図ります。 民間業者の自立採算による運営に移行し、区は行政情報の提供などによるサイトの更新・充実を図ります。
◆キッズホームページの開設 新宿区公式ホームページの再構築の一環として、キッズホームページを開設する。子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供し、区政参画意識を育てていく。 (※実行計画事業)	○平成22年1月のホームページリニューアル時に、キッズホームページの新規開設を行う。	○充実を図ります。 子どもが必要とする情報が「見やすく、わかりやすく、見つけやすい」ように充実を図ります。

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

4 もっと安全で安心なまちづくり

現状と課題

子どもの安全に対する不安の増大

平成20年警察白書によると、刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数は、平成14年以降減少傾向にありましたが、平成19年中は34,458件となり、前年より1,501件(4.6%)の増加となりました。新宿区に限らず、子どもが犯罪や交通事故を含む不慮の事故・災害に巻き込まれる例は多く、社会全体において子どもの安全に対する関心が高まっています。

区の調査で、「新宿区が子育てしやすいまちだと思わない」と回答した人に対して、その理由を尋ねたところ、「事故や犯罪が多く危険を感じる」と回答した人が、就学前児童保護者では「自然環境が良くない(58.2%)」に次いで54.8%で第2位に、小学生保護者では63.6%で第1位となりました。また、「安心して子育てするために地域で必要な取り組み」について尋ねたところ、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全を守るための活動をする」と回答した人が、就学前児童保護者では49.3%で第2位、小学生保護者では55.1%で第1位と高くなっており、子どもの安全を守る取り組みが、引き続き大きな課題となっています。

携帯電話やインターネットと子どもたち

区の調査で、「自分専用の携帯電話を持っているか」と尋ねたところ、中学生本人では68.9%が、青少年では92.0%が「持っている」と回答しています。また、前述したとおり「インターネットの利用」については、中学生本人では76.8%が、青少年では89.4%が「利用している」と回答しています。

携帯電話やインターネットは、私たちの暮らしにとって便利で必要なツールとなっていますが、インターネットや携帯電話の長時間利用による生活や家族等とのコミュニケーションへの影響、ネット上の誹謗・中傷によるいじめ、出会い系サイトでの性的被害など課題も多くあります。

区では、小・中学校での情報モラル教育などの取り組みを行っていますが、今後も様々な機関が連携して、フィルタリングの普及や、子どもや保護者に対する啓発活動を推進していく必要があります。

新宿区における「子どもの安全を守る取り組み」

区では、保護者・地域の団体・警察・消防等が協力して、子どもの安全を守る取り組みを続けています。

1 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」に基づき、地域における具体的かつ継続した防犯活動を推進していくことを前提とした重点地区を区内全域に広め、警察等と連携を図りながら区民の活動を支援しています。

また、各地区協議会や青少年育成委員会、民生・児童委員、PTAなどが、学校への登下校時や

地域行事等において、声かけ運動、あいさつ運動、見守りパトロールなどの活動を行うことにより、子どもと地域の人達とのコミュニケーションの醸成を図りつつ、地域で子どもを守る取組みを実践しています。

2 地域の安全な駆け込み場所・ピーポ110ばんのいえ

区では、区内の警察署と地域団体の協力のもと、地域の中に子どもの「緊急避難場所」として「ピーポ110ばんのいえ」を設置しています。登録した店舗や民家には「ピーポ110ばんのいえ」のステッカーを掲示しています。区では平成19年度から保険に加入し、協力する人も安心できる仕組みを整えました。地区青少年育成委員会等が中心となって、子どもと一緒に「ピーポ110ばんのいえ」の場所を確認しながら、地域安全マップを作成するなど、地域での取組みが広がっています。また、区内に数箇所の店舗を持つ事業者の加入が進むなど、制度の周知も進んでいます。今後も登録箇所を増やしていくことが課題です。

3 安全・安心情報の発信

「しんじゆく安全・安心情報ネット」により、地域や行政機関等から寄せられた犯罪・事故・不審者に関する情報を、区民の方にお知らせしています。

取組みの方向

◆地域との協働による見守り

- ・地区協議会、青少年育成委員会、民生・児童委員、PTA等による、声かけ運動、あいさつ運動、見守りパトロール等の実践など、地域で知恵を集め、あらゆる資源を活用した見守りの輪を広げる活動を、引き続き推進していきます。

◆ピーポ110ばんのいえの普及拡大

- ・地域の商店街などにも協力を依頼するなど、引き続き登録箇所を増やしていきます。

◆安全教育及び学校の安全対策の推進

- ・安全教育、情報モラル教育等により、災害、交通事故などの危機から子どもが自ら身を守る能力の育成を図り、メディアなどからの様々な有害情報やネット利用の危険に対する正しい対処法を身につけさせます。また、国や東京都で作成しているリーフレット等を活用し、家庭の協力を得て家庭等での利用に関するルールづくりなどを進めていきます。
- ・学校や通学路での子どもの安全が守られるよう、家庭や地域との連携協力を図り、「地域安全マップづくり」や「通学路の見守りやパトロール」など地域ぐるみで子どもの安全を守る環境づくりを進めていきます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆子ども安全ボランティア活動の推進</p> <p>子どもの安全確保のために、地域ぐるみでの安全体制の整備を行う。そのために、子どもの安全を見守るボランティア活動の推進を図る。</p>	<p>○小学校PTA連合会と共催し、PTAブロック単位での安全安心会議を実施。</p>	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p>◆緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」</p> <p>子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーポ110ばんのいえ」の普及・啓発について、設置主体の警察と協力して推進する。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察及び地区青少年育成委員会との情報連絡会議の開催：年1回 ・21年2月現在の協力者：1,039件 	<p>○協力者数を増やせるよう、様々な機会を捉えて普及啓発を図っていきます。</p>
<p>◆みんなで進める交通安全</p> <p>保育園・幼稚園・小学校での交通安全教室や小学生向け自転車教室の開催、交通安全施設等の総点検を行など、交通安全の推進を図る。</p>	<p>○交通安全教室や自転車教室：実施率80%程度</p> <p>○交通安全総点検：区内警察署管内5か所</p>	<p>○交通安全教室や自転車教室：実施率100%を目指します。</p> <p>○交通安全総点検については、規模の拡大を目指します。</p>
<p>◆安全で安心して暮らせるまちづくりの推進</p> <p>平成19年11月1日から、しんじゆく安全・安心情報ネットにより不審者・事件・防災の各情報についてのメール配信及び電子掲示板への掲出を開始している。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件情報・不審者情報等84件を配信し、区民に情報提供を行った。 	<p>○事件、不審者情報について、迅速で的確な情報提供に努めます。</p>

*実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

5 未来の子どもたちへの環境づくり

現状と課題

人と環境にやさしい潤いのあるまち

新宿区基本構想及び総合計画では、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことを、目指す方向性として掲げています。

学校の壁面や屋上緑化、ビオトープの設置、校庭の芝生化、太陽光パネルの設置などは、大規模施設としての利用価値だけでなく、子どもたちが日常的に地球環境に関心をもつ環境づくりとしての意義も持っています。

また、区では戸塚地域センター内に「神田川ふれあいセンター」を開設・運営し、水辺に親しむ機会を提供するほか、小・中学生の環境活動クラブである「こどもエコクラブ」の活動の支援を行っています。また、環境学習情報センターが中心となって出前講座を実施するなど、多くの子どもに環境学習機会を提供しています。

子どもを安心して生み育てられる居住環境の整備

区の調査で、「新宿区での子育ての継続意向」を尋ねたところ、「ずっと新宿区で子育てをしたい」と回答したのは、就学前児童保護者で35.3%、小学生保護者で46.2%、中学生保護者で56.3%でした。同じ質問で、「当分の間は新宿区で子育てをしたい」と答えた人にその理由を尋ねたところ、「子育ての利便性は高いが家賃や地価が高く、広い住居は望めない」という回答が、就学前児童保護者で47.0%、小学生保護者で49.3%、中学生保護者で31.5%でした。

また、「新宿区が子育てしやすいまちだと思う理由」について尋ねたところ、「交通機関が便利」、「子どもの遊び場が多い」、「保育園・幼稚園などが利用しやすい」、「職場と住居が近い」などの回答が上位となりました。

これらから、新宿区は交通機関や職住近接の利便性が大きい反面、家賃が高い、住宅が狭いなど居住環境の課題があり、子育て家庭も含めた区民の多くが、利便性と住宅の規模や家賃水準、居住環境などのバランスを考慮しながら、新宿区に住み続けるかどうかの選択をしていることがわかります。

区として、子育て世帯への居住支援や円滑な住み替えの促進、地域で子育てを支援するしくみづくりなど、子どもを安心して生み育てられる居住環境の整備に引き続き取り組む必要があります。

取組みの方向

◆環境学習情報センターの機能の充実

- ・環境学習情報センターの機能を活用し、区民・企業・NPO・学校との連携と協働を進め、環境学習ガイドの普及を進めます。
- ・環境に対する思いやりや、地球温暖化問題などを親子と一緒に考え、取り組む「みどりの小道」環境日記の配布や、「環境絵画展」を開催し、改めて環境の大切さを知るきっかけを作ります。
- ・家や学校で取り組める環境にやさしい活動を楽しく学ぶ講座を実施します。また、講座内容の充実を図り、より多くの子ども達の参加を促します。
- ・「夏休み体験教室事業」では神田川の水質、生き物調査など、身近な自然体験学習を通して環境を大切にする気持ちを育み興味関心の幅を広げていきます。

◆学校での環境学習の推進

- ・学校での環境学習の取り組みを広く発信するため、環境学習発表会を開催しています。参加校を増やすなど充実を図ります。
- ・移動教室の自然体験活動や農業体験活動を充実します。取り組みのひとつとして、新宿区友好都市の長野県伊那市で間伐・下草刈り等の森林保全の体験学習を実施し、新宿区が進める地球温暖化対策の取り組みに参加するほか、農業体験を含めた移動教室を試行します。
- ・学校施設において、太陽光発電設備の設置、屋上緑化及び壁面緑化の整備を計画的に実施し、環境学習につなげていきます。

◆子育て世帯に対する居住継続の支援

- ・子育て世帯が良好な環境で住み続けられるよう、居住環境の改善を支援するために実施している、子育てに適した住宅への住み替え支援（転居助成）制度の充実を図ります。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆環境学習情報センターの運営</p> <p>環境保全思想の普及と環境行動の一層の推進を図る拠点として、平成16年6月に開設、運営している。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコチェックダイアリーの作成(5,000部)と普及啓発、出前講座(53回延3,615人) 	<p>○新宿区環境基本計画では平成24年度までに、通算来館者数及び事業者参加者数10万人を目指します。</p>
<p>◆環境学習・環境教育の推進</p> <p>体系化した「環境学習ガイド」を策定し、学校教育、生涯学習などの場における環境学習・環境教育を推進する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習ガイドの作成(3,000部)、エコチェックノートの作成(5,000部)と普及啓発、環境日記(応募885点)、夏休み親子体験教室事業(参加者38名)、環境学習発表会(来校者数1,113人) 	<p>○応募者数や参加者数の増加と、興味関心をそそる内容やプログラムを組み、普及啓発を図ります。</p>
<p>◆アユが喜ぶ川づくり(神田川河川公園の整備)</p> <p>アユ等の水生生物が生息できる水辺空間の創出を図る。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神田川ファンクラブによる啓発活動は、毎年対象地域を替えて実施(1地域で実施) 	<p>○親水施設の整備数5か所 ○戸塚地域センター内神田川ふれあいセンターの運営</p>
<p>◆地球温暖化対策の推進</p> <p>区民や事業者の省エネルギーの取組みや、新エネルギー等の導入を促進・支援するとともに、区自らも率先して、区有施設に太陽光発電設備等を導入していく。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水タンクの設置9か所(学校・保育園)、みどりのカーテン普及啓発事業(参加785人、カーテン数1,400枚)など 	<p>○平成24年度までに、区の示す簡易算定方法を用いたCO₂削減の取組みに、区民3,000人の参加を目指します。</p>
<p>◆子育てファミリー世帯居住支援</p> <p>(転居助成)</p> <p>区内の民間賃貸住宅に居住し、義務教育修了前の子どもを扶養する世帯の居住継続と、地域の活性化を図るため、家賃の一部を助成する。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規助成：18世帯 	<p>—</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

目標5 ワーク・ライフ・バランスが 実現できる環境づくりを 推進します

1 仕事と子育てが調和できる取組みの推進

現状と課題

仕事と生活のバランスの取り方

区の調査で、18歳から34歳までの区民に、「仕事と生活のバランス（理想と現在の状態）」について尋ねたところ、「仕事と家庭生活を同時に重視」するのが理想と回答した人が59.0%であるのに対して、現在の状態は「仕事を優先（30.5%）」、「どちらかといえば家庭生活より仕事を優先（25.7%）」と、理想と現状に乖離が見られます。

また、「子どもを育てやすい社会に必要なこと」について尋ねたところ、「子育てをしやすい職場づくりのための支援」と回答した人が、就学前児童保護者で34.2%、小学生保護者で36.4%でいずれも第3位となっています。さらに、人々の価値観が多様化する中、仕事と生活のバランスをとり、人生の質を高めたいという希望が強くなっています。

こうしたことから、仕事と子育ての両立のみならず、すべての人々がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を可能にする働き方や生き方の見直しを進める必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、ワーク・ライフ・バランス憲章^{*1}で示される、仕事と生活の調和が実現した社会づくりが必要です。

具体的には、以下の3つの条件が必要といわれています。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

事業者の中には、先駆的に男女共同参画や働きやすい職場づくりを推進している事業者があります。仕事と家庭や地域活動との両立を支援するために事業者が行っている、「育児・介護休業制度や短時間勤務制度」をはじめとした制度の整備や利用状況を把握し、ワーク・ライフ・バランスに意欲的に取り組む事業者を先進的な事例として紹介するなどの情報提供が必要です。

^{*1} ワーク・ライフ・バランス憲章…仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会を目指すため、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の果たすべき役割を示したもの。平成19年12月18日に策定。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、セミナーや講座等の実施により、事業者や区民に対して広くワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を継続して行っていくことが必要です。

働きやすさの向上に取り組む企業への支援

仕事も生活も充実させることは、個人の生活を豊かにするとともに、事業者にとっては優秀な人材の確保や生産性の向上につながっていきます。過度な長時間労働の改善や画一的でない柔軟で多様な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた啓発を推進していく必要があります。

仕事と子育てや介護との両立支援や働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる事業者を、区では「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定しています。また、ワーク・ライフ・バランスに取り組む予定がある企業や取り組みたいと考えている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」としています。ワーク・ライフ・バランス推進企業や宣言企業に対しては、希望によりコンサルタントを派遣していますが、多くの企業がコンサルタントを利用することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を着実なものにしていくことが必要です。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、推進企業や宣言企業を拡大していくためにも、ワーク・ライフ・バランス推進のメリットを広く周知するとともに、推進企業等に対する優遇措置等の検討を進めていきます。

「帰りたくなるまち」を目指して

ワーク・ライフ・バランスを推進していくためには、事業者だけでなく、働く人自身も自分の働き方や生き方を見直していく必要があります。定時に帰宅できるよう、仕事の効率化により長時間労働を改める努力や、余暇には仕事を忘れて生活を楽しむような心の余裕が大切です。

それとともに、「早く帰って、まちのイベントや活動に参加して、地域の人と交流したい」、「休日には身近なところでボランティア活動してみたい」、「公園でゆっくりくつろいで癒されたい」などといった思いの抱ける魅力あるまちづくり、地域づくりも重要です。

取組みの方向

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組み

- ・仕事と子育ての両立や多様な生き方の選択のために、すべての人々がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を可能にする働き方等の見直しを進めていきます。
- ・区民や事業者に対し、それぞれのライフスタイルにあわせた柔軟で多様な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を推進していきます。
- ・広報紙や男女共同参画情報誌、またホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての啓発に努めていきます。

◆働きやすい職場づくりに向けた意識啓発と支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、区内事業者等を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを実施します。セミナーでは、ワーク・ライフ・バランス推進企業の事例発表など具体的な取組みを紹介し、より実践的なワーク・ライフ・バランス推進を図ります。

◆ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定等

- ・区では引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定等を通じて、仕事と子育てや介護との両立支援や、働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる企業を支援していきます。希望する企業にはコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた具体的な取組みをサポートします。

◆ワーク・ライフ・バランス推進企業への優遇措置の検討

- ・ワーク・ライフ・バランスを強く推進していくために、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定制度を逐次検証し、新たな優遇措置の検討や他の模範となる企業を表彰するなど、企業の推進意欲を高めるための検討を行っていきます。



主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する意識実態調査</p> <p>区民及び区内事業者に、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画等に関するアンケート調査を行い、平成24年度からの「新宿区男女共同参画推進計画」策定に向けた基礎資料とする。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>○平成22年度に調査を実施</p>	<p>○「新宿区男女共同参画推進計画」に基づく事業を推進していきます。</p>
<p>◆ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発</p> <p>男女共同参画情報誌やホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行う。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」 年3回発行:5,000部×3回 	<p>○継続して誌面の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの啓発を促進していきます。</p>
<p>◆ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度</p> <p>中小企業を中心とした区内企業のうち、子育て支援に積極的な企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し公表する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ワーク・ライフ・バランス推進認定企業」:9社 	<p><23年度目標></p> <p>○各年度ごとに、推進企業認定数10社、コンサルタント派遣企業数30社を目指します。</p>
<p>◆ワーク・ライフ・バランス企業応援資金</p> <p>ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業向けの低利融資を行う。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ワーク・ライフ・バランス推進企業応援資金」:貸付件数31件 	<p>○「ワーク・ライフ・バランス推進企業応援資金」:貸付件数72件/年</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」とは

国、経済界、労働界、地方自治体の代表者による協議を経て合意に至り、平成19年12月に、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が策定されました。

この憲章が策定された背景には、社会的・経済的環境の変化や、人々の人生に対する価値観・ライフスタイルの変化などがあります。共働き世帯が過半数となっている一方で、労働環境の未整備や、職場や家庭・地域における男女の固定的な役割分担意識などにより、家事・育児・介護などの家庭生活と仕事との両立が困難な現状もあります。内閣府によれば、出産前に仕事をしていた女性の約7割が出産を機に退職しており、出産した女性の4人に1人が仕事と子育ての二者択一を迫られ、続けたかった仕事を断念している実態があることを明らかにしています。また、長時間労働や休日勤務等による父親の育児参加の難しさも指摘されています。

そのような状況の中、「ワーク・ライフ・バランス憲章」は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、それぞれのライフステージに応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会をめざしています。一人ひとりに与えられた時間は無限ではありません。ワーク・ライフ・バランスの実現は、大切な時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりにつながります。

このような社会を実現するためには、国民一人ひとりが、自分の働き方や生活、男女の役割分担意識の見直しを行うとともに、それぞれの企業が労働者と話し合い、実状に合った効果的な取組みを主体的に行っていくことが大切です。そして、国や地方自治体の、企業や国民への積極的な働きかけや支援が課題です。

憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を、次のように定義しています。

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

2 男女がともに自分らしく生きるために

現状と課題

男女共同参画に向けた意識の醸成

男女共同参画を目指した法律や制度は整備されてきていますが、いまだに多くの領域で、男女による格差や、「男は仕事、女は家庭」という言葉に象徴されるような性別による固定的な役割分担が存在しています。すべての男女が、人として平等であり個人として尊重される男女共同参画社会を実現させるためには、性別による固定的な役割分担に対する意識を変えていく必要があります。

男女共同参画社会を実現するためには、学校、家庭、地域などあらゆる場において、男女共同参画に関する認識を高めるための継続的な意識啓発が必要です。

子育てにおいても、男女がともに協力し合っていくことはとても大切です。たとえば家事や育児の分担などの役割が男女でかたよった固定的な男性像、女性像を日々の生活の中で見聞きしていると、子どもたちが、知らず知らずのうちに性別による固定的な役割分担意識をもつ可能性があります。これは、将来の家庭像や職業観に大きな影響を与えることになります。

そのため、だれもが性別にとらわれることなく、あらゆる分野でその個性と能力を発揮できるように、性別による固定的な役割分担意識をなくすための働きかけを行い、学校、家庭、地域などで生涯を通じた人権を尊重する教育や学習を行っていく必要があります。

多様な働き方の促進と均等な雇用機会の確保

職場において、女性も男性も、能力を十分に発揮する機会や待遇が確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって大変重要です。「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」によると、職場での男女平等意識では、個々の能力評価や昇進・昇格、仕事内容や質、賃金、幹部職員への登用などで、まだまだ男性が優遇されていると感じている人が多くいます。女性の能力を十分に発揮する機会や待遇の確保が充分には進んでいない状況にあります。

このため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などについての啓発を図り、男女が共に働きやすい雇用環境の整備を推進することが重要です。

多様な働き方を促進するためのしくみづくり

男女を問わず、個人がその意欲・能力や価値観に応じ、多様で柔軟な働き方をライフステージの変化に対応しながら選択でき、働きに見合った適正な処遇・労働条件が確保されることは、実質的な男女の平等を確保するうえで重要な課題です。育児・介護休業法の施行により男性も女性も育児や介護などの家族としての責任がはたせるような雇用環境が整備されてきました。しかし、現状ではまだまだ仕事に専念する男性を中心とした就業形態があり、女性が働き続けることは難しい面があります。

現在、多くの女性がパートタイマーや派遣職員として働いています。自分の都合のよい日や時間に働くことができるというメリットはありますが、正社員に比べ賃金が低く、安定性に欠けるなど

雇用形態の違いが格差につながっていることは否めません。

働き方が多様であっても、労働者が意欲を持ち能力を発揮できるようにすることが大切です。また、再就職やキャリア形成支援についても、結婚、出産でいったん離職した女性の再就職支援や、これまでの就労経験や家庭生活の中で蓄積してきたキャリアを生かし、再チャレンジできる環境づくりも求められています。

取組みの方向

◆男女共同参画に関する情報提供や意識啓発

- ・男女共同参画について、区では引き続き、広報誌や啓発誌、ホームページ等で情報提供し、子育てしやすい社会の実現のため、性別役割分担などの意識改革に努めます。
- ・男女共同参画を目指した講演会やシンポジウムを実施するとともに、男女平等・共同参画に関する意識・実態調査を実施します。

◆多様な働き方の促進及び父親の育児参加に向けた意識啓発

- ・仕事と子育ての両立や多様な生き方の選択のために、すべての人々がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を可能にする働き方等の見直しを進めていきます。
- ・父親の育児参加等を促進するために、家庭における男女共同参画の意識づくりについて情報を提供していきます。

◆女性の就職・再就職などへの支援

- ・育児などで離職した女性が再就職を希望する場合に、職場復帰できるよう支援するなど、女性の活躍の場や再チャレンジの機会を提供していきます。
- ・就労や育児、介護など家庭生活の中で蓄積されたキャリアを生かし、仕事の量や場所、時間などを自分自身で決め働くことができる起業支援への取組みを行っていきます。

主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業</p> <p>男性が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組みを行っている企業をサポート企業として認定登録し、対象要件を満たした場合、奨励金を支給する。</p>	<p>○奨励金の支給 登録企業：3社</p>	<p>○男性の働き方を見直すため、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりを支援する事業を推進していきます。</p>
<p>◆父親の育児参加の促進</p> <p>男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進する。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」 年3回発行：5,000部×3回 ・男性対象講座：3回 	<p>○継続して父親の育児参加を促進していきます。</p>
<p>◆小学校高学年向け啓発誌の配布</p> <p>小学校高学年（5年生）を対象に、男女共同参画啓発誌を配布し、子育てを含めた男女共同参画社会を考える学習教材として活用する。</p>	<p><20年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画啓発誌「みんないきいき」1,500部配布 	<p>○継続して配布していきます。</p>

※実行計画事業等 23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。



Ⅱ－２

新宿区の次世代育成支援を
着実に推進していくために

新宿区の次世代育成支援を着実に推進していくために

1 新宿区次世代育成協議会等の円滑な運営

区では、平成17年度に、青少年問題協議会と次世代育成支援対策地域協議会の機能を併せ持った「新宿区次世代育成協議会」を設置しました。この協議会では、次世代育成支援計画の進捗状況を把握するとともに、次世代育成支援施策の総合的な推進のため、区民・学識経験者・地域団体・事業者・区が、それぞれの役割をふまえながら、互いの協力や連携及び様々な次世代育成支援に関する課題の提起や施策の提案について協議しています。

また、次世代育成支援施策を総合的かつ効果的に推進するための区内組織として、区長を本部長とする「新宿区次世代育成支援推進本部」を設置し、組織の枠組みを越え、全庁をあげて次世代育成支援に取り組んでいます。

今後も、PDCAサイクルに基づく本計画の進捗状況の把握・検証を行うとともに、課題を的確に捉え、より有効な施策の推進を図るために、協議会及び推進本部を円滑に運営していきます。

2 区と区民・事業者等の適切な役割分担

本計画の着実な推進のためには、区民、地域団体、事業者など、様々な立場の人たちとの協働が欠かせません。区が行政として担うべきことを明確にしなが、区民一人ひとりができること、地域の団体や事業者などができることを互いに確認し合い、適切な役割分担に基づき、区全体で、次世代育成に関する課題の解決に取り組むことが必要です。その上で、互いの特長を活かし、連携・協力していくことで、本計画のより効率的な推進が可能になります。

3 事業推進のための財源確保及び受益と負担のあり方の検討

次世代育成支援施策を着実に推進するため、事業運営の効率化等による財源確保、サービスごとの行政コスト及び受益者負担の適正化等について検討を行っていきます。選択的なサービスについては、利用する人と利用していない人の公平感を保つことが必要です。利用する人が、サービス内容とその人の経済力に応じた負担をする仕組みづくりを行うなど、受益と負担のバランスについて十分議論し検討する必要があります。

